

第3回定例会

南部町議会会議録

(決算特別委員会)

平成18年6月9日 開会

平成18年6月13日 閉会

南部町議会

第 3 回南部町議会 決算特別委員会会議録目次

第 1 号 (6 月 9 日)

出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
臨時委員長紹介	3
開会及び開議の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	5
代表監査委員の審査意見報告	5
議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第 8 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
議案第 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0
議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 2
議案第 9 7 号から議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
散会の宣告	4 7

第 2 号 (6 月 1 2 日)

出席委員	4 9
欠席委員	4 9

説明のため出席した者の職氏名	5 0
職務のため出席した者の職氏名	5 0
開議の宣告	5 1
代表監査委員の審査意見報告	5 1
議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
議案第 1 0 3 号から議案第 1 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
散会の宣告	7 6

第 3 号 (6 月 1 3 日)

出席委員	7 7
欠席委員	7 7
説明のため出席した者の職氏名	7 8
職務のため出席した者の職氏名	7 8
開議の宣告	7 9
代表監査委員の審査意見報告	7 9
議案第 1 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
議案第 1 1 2 号から議案第 1 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
閉会の宣告	9 6
署名	9 7

南部町議会決算特別委員会会議録（第1号）

平成18年6月9日（金）

出席委員（41名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
24番	滝田 米作君	25番	川守田 稔君
26番	佐々木 金嘉君	27番	工藤 久夫君
28番	坂本 正紀君	30番	河端 幸蔵君
31番	相田 耕作君	32番	山口 博个君
33番	沼畑 繁君	34番	小笠原 義弘君
35番	佐々木 元作君	36番	伊達 一夫君
37番	金沢 和夫君	38番	小田原 長一君
39番	東 寿一君	40番	宮野 正君
41番	西塚 芳弥君	42番	野田 清八君
43番	佐々木 由治君		

欠席委員（2名）

21番	沖田 周藏君	29番	馬場 忠靖君
-----	--------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	助役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	旧名川町出納室長	工藤茂美君
旧名川町企画課長	奥瀬敬君	旧名川町総務課長	小萩沢孝一君
旧名川町建設課長	西野耕太郎君	旧名川町農林課長	西塚友雄君
旧名川町税務課長	田村淑延君	旧名川町町民課長	小野寺直和君
旧名川町保健福祉課長	立花和則君	旧名川町観光振興課長	小笠原覚君
教育長	角濱清輝君	旧名川町学務課長	有谷隆君
旧名川町社会教育課長	玉川勇君	旧名川町名川病院事務長	堀合悦夫君
代表監査委員	松本陽一君	総務課総務推進監	小萩沢孝一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野雅司	主幹	板垣悦子
主査	岩間孝幸		

○事務局長（中野雅司君） それでは、これより昨日の本会議におきまして議長より招集がございました決算特別委員会を開催いたします。

臨時委員長紹介

○事務局長（中野雅司君） 特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっておりますが、委員長及び副委員長がともにいないときは、委員会条例第10条第2項の規定によりまして、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

したがって、出席委員の中では工藤和夫委員が年長でございますので、ご紹介申し上げます。工藤和夫委員は臨時委員長席をお願いいたします。

（臨時委員長 工藤和夫君 臨時委員長席に着く）

○臨時委員長（工藤和夫君） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました工藤和夫でございます。本日招集されました決算特別委員会の開会に当たり、委員会条例第10条第2項の規定によって、私が臨時に委員長の職務を行うことになりました。委員長が互選されるまでの限られた時間ではございますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思っております。何とぞ格段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

開会及び開議の宣告

○臨時委員長（工藤和夫君） ただいまの出席委員数は41人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時02分）

委員長の互選

○臨時委員長（工藤和夫君） 委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) 異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は年長委員である私が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、年長委員である私が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員長に坂本正紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂本正紀君を決算特別委員会委員長に選任することにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時委員長(工藤和夫君) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会委員長に坂本正紀君が選任されました。

ただいま決算特別委員長に選任されました坂本正紀君が本委員会に出席されておりますので、本席から当選の告知をいたします。

以上をもちまして私の職務は終わりました。

委員長と交代いたします。ご協力まことにありがとうございました。坂本正紀君、委員長席にご着席願ひます。

(坂本正紀君 委員長席に着く)

○委員長(坂本正紀君) おはようございませぬ。ただいま決算特別委員会委員長に選任されました坂本正紀でございます。何分にもふなれなもので、皆様のご指導、ご協力をいただきながら務めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひいたします。

副委員長の互選

○委員長（坂本正紀君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、互選方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は委員長が指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。決算特別委員会副委員長に山口博个君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました。山口博个君を決算特別委員会副委員長に選任することにございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会副委員長に山口博个君が選任されました。

ただいま決算特別委員会副委員長に選任されました山口博个君が本委員会に出席をされておりますので、本席から当選の告知をいたします。

代表監査委員の審査意見報告

○委員長（坂本正紀君） それでは、これより付託事件の審査に入りますが、本日は説明員とし

て旧名川町の担当課長の出席を認めておりますので、ご了承を願います。

本委員会に付託されました事件は、議案第87号から議案第120号までの平成17年度名川町、南部町、福地村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について34件であります。本日の委員会は、議案第87号から議案第100号までの平成17年度名川町各会計歳入歳出決算認定について14件を議題といたします。

ここで代表監査委員から平成17年度名川町各会計歳入歳出決算審査の意見を求めます。松本陽一君。

(代表監査委員 松本陽一君 登壇)

○代表監査委員(松本陽一君) おはようございます。それでは、平成17年度名川町各会計歳入歳出決算審査結果をご報告申し上げます。

今回の審査対象は、町村合併に伴い、平成17年4月1日から平成17年12月31日までの各会計の決算であります。審査の期間は、平成18年5月9日から12日までの4日間実施いたしました。審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その内容及び計数が関係諸帳簿、証拠書類と符合し、かつ適正であるか等に主眼を置いて実施いたしました。なお、平成17年度途中の決算であることから、決算額等の年度対比の分析は行わないものとし、決算の正確性を中心に審査を実施したところであります。

それでは、本日決算特別委員会の審査に当たり、名川町の決算審査の概要意見を申し上げます。一般会計につきましては、歳入総額34億2,836万9,000円、歳出総額30億4,063万3,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも3億8,773万6,000円の黒字決算であります。なお、差引額は、通常次年度に繰り越されるべきものでありますが、町村合併に伴い、新町の一般会計の雑入に旧町村決算剰余金として計上されるものであります。歳入歳出の状況につきましては、皆様のお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

特別会計につきましては、13特別会計合計の歳入総額33億40万9,000円、歳出総額33億7,856万6,000円で、歳入歳出差し引き総額マイナス7,815万7,000円であり、年度途中の決算調整であったため、農業集落排水事業特別会計、国民健康保険特別会計及び国民健康保険名川病院事業会計は赤字決算となっております。赤字決算の特別会計につきましては、一般会計から借りかえ流用を行い、名川病院事業会計は過年度分損失勘定留保資金で補てんしております。黒字決算となった特別会計の差し引き残額につきましては、それぞれ新町の各特別会計において旧町村決算剰余

金となります。また、一般会計から特別会計の繰入金につきましては、予算現額に対し、未執行のものもありますが、決算時点での総額は3億8,995万1,000円となっております。特別会計の意見につきましては、皆さんのお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、審査の結果、審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成しており、かつその計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。なお、全会計を通して歳入の収入未済額は閉庁後、新町において収入が見込まれるものであり、歳出の不用額の大部分は新町に引き継がれて、支出が見込まれるものでありました。

よって、町村合併に伴う年度途中の決算調整でありましたが、各決算の内容及び予算の執行についても適正、妥当と認められました。

以上で名川町決算審査の報告を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 代表監査委員の報告が終わりました。

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第87号、平成17年度名川町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について、歳入歳出決算を一括して説明を求めます。旧名川町出納室長。

○旧名川町出納室長（工藤茂美君） それでは、平成17年12月31日に閉庁いたしました名川町の平成17年度一般会計歳入歳出決算につきまして、お手元にA4判の用紙2枚配付しております。17年度一般会計歳入歳出決算書説明資料に基づきまして、その概要をご説明いたします。

最初に、歳入の表の区分ですが、横の列が款、予算現額、歳入合計に占める各款の構成比率、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較、そして予算現額に対する収入済額の割合を執行率であらわしております。

次に、縦の行が各款の項目になっております。なお、歳出につきましてもほぼ同様の表示としております。

先に、歳入から説明いたします。歳入の一番下の合計欄により説明をさせていただきます。予算現額は49億7,418万1,000円で、これに対する調定額は36億1,158万9,263円と、収入済額は34億

2,836万8,917円となりました。不納欠損額は546万9,585円あります。これは、固定資産税、町民税の未納欠損処分額が主なものです。また、収入未済額が1億7,775万761円ありますが、町税と国庫支出金、使用料及び手数料、分担金及び負担金です。予算現額と収入済額との比較では15億4,581万2,083円の減になります。閉庁によるもので、新町に引き継がれるものです。歳入全体の執行率は68.9%となっております。

それでは、歳入の各款ごとの主なものについて説明いたします。一番上の第1款町税から説明いたします。予算現額は5億3,038万8,000円で、歳入合計に対する構成比率は10.7%となっており、調定額は5億8,925万6,381円で、収入済額は4億7,256万6,012円となりました。不納欠損額は546万9,585円ありますが、これは固定資産税53件の399万5,700円、町民税26件の75万7,885円、法人税2件の46万3,800円、軽自動車税20件、25万2,200円の未納欠損処分額です。また、収入未済額が1億1,122万784円ありますが、これは納期前の閉庁による固定資産税、町民税が主なものです。予算現額に対する収入済額との比較では5,782万1,988円の減で、その執行率は89.1%となっております。

次に、第9款地方交付税を説明いたします。予算現額は21億9,342万6,000円で、歳入合計に対する構成比率は44.1%となっており、調定額も収入額も収入済額も20億3,099万6,000円となりました。予算現額と収入済額の比較では1億6,243万円の減で、その執行率は92.6%となっております。

次に、第11款分担金及び負担金について説明いたします。予算現額は4,262万円に対し、調定額は3,870万338円となりました。これに対しまして、収入済額は3,221万611円となりました。また、収入未済額が648万9,727円ありますが、保育所保護者負担金の未納額が主なものです。予算現額と収入済額との比較では1,040万9,389円の減になります。その執行率は75.6%となっております。

次に、第12款使用料及び手数料について説明いたします。予算現額は4,871万1,000円に対して、調定額は4,848万4,530円となりました。これに対しまして、収入済額は3,143万280円となりました。また、収入未済額が1,705万4,250円ありますが、町営住宅使用料の未納額が主なものです。予算現額と収入済額との比較では1,728万720円の減になります。その執行率は64.5%となっております。

次に、第13款国庫支出金について説明いたします。予算現額は2億1,009万9,000円で、歳入合計に対する構成比率は4.2%になりました。これに対する調定額は7,049万3,304円となりました。これに対しまして、収入済額は2,750万7,304円となりました。また、収入未済額は4,298万6,000円

ありますが、街なみ環境整備事業費補助金です。予算現額と収入済額との比較では1億8,259万1,696円の減になりますが、民生費国庫負担金と土木費国庫補助金が主なもので、その執行率は13.1%となっております。

次に、第14款県支出金について説明いたします。予算現額は3億4,819万5,000円で、歳入合計に対する構成比率は7.0%になりました。調定額も収入済額も7,171万3,090円となりました。予算現額と収入済額との比較では2億7,648万1,910円の減になりますが、民生費県補助金、農林水産業費県補助金、県委託金が主なもので、その執行率は20.6%となっております。第13款国庫支出金と第14款県支出金の執行率が極端に低くなっておりますが、年度途中の決算のため補助事業等の未確定によるものです。

次に、第15款財産収入について説明いたします。予算現額は1,153万1,000円で、調定額も収入済額も7,596万3,781円になりました。予算現額と収入済額との比較では6,443万2,781円の増となりましたが、三戸消防署名川分署移転に伴う移転補償費が主なものです。

次に、第17款繰入金を説明いたします。予算現額は4億8,026万3,000円で、歳入合計に対する構成比率は9.7%となり、調定額も収入済額も3億2,591万5,301円となりました。予算現額と収入済額との比較では1億5,434万7,699円の減となりましたが、その執行率は67.9%となっております。財政調整基金から2億2,246万6,000円、公共施設整備基金から今年度分4,260万円、明許繰り越し分830万円、合わせて5,090万円、地域福祉基金から3,190万円、減債基金から2,000万円、大字下名久井字田端外17字財産区から64万9,301円を繰り入れしたものです。

次に、第20款町債について説明いたします。予算現額は7億5,200万円で、歳入合計に対する構成比率は15.1%となり、調定額も収入済額も7,920万円となりました。予算現額と収入済額との比較では6億7,180万円の減になります。その執行率は10.5%となっております。以上、歳入の主なものを説明いたしました。

続きまして、2ページをお開きください。次に、歳出を説明いたします。歳出の一番下の合計欄により説明をさせていただきます。予算現額は49億7,418万1,000円に対しまして、支出済額は30億4,063万2,693円となりました。不用額は19億3,354万8,307円となっておりますが、閉庁によるもので新町へ引き継がれるものです。歳出全体の執行率は61.1%となっております。

それでは、歳出の各款ごとの主なものについてご説明いたします。一番上、第1款議会費を説明いたします。予算現額は9,117万3,000円に対し、支出済額は6,776万2,678円となりました。不用額は2,351万322円なっています。予算現額に対する執行率は74.2%となっております。

次に、第2款総務費を説明いたします。予算現額は7億8,785万8,000円で、歳出合計に対する

構成比率は15.8%、支出済額は4億9,558万3,299円となりました。不用額は2億9,227万4,701円となっていますが、市町村合併対策費1億897万8,380円が主なものです。予算現額に対する執行率は62.9%となっております。

次に、第3款民生費について説明いたします。予算現額は8億5,919万7,000円で、歳出合計に対する構成比率は17.3%、支出済額は6億2,556万1,935円になりました。不用額は2億3,363万5,065円となっておりますが、身体障害者福祉費扶助費と介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計の繰出金が主なもので、予算現額に対する執行率は72.8%となっております。

次に、第4款衛生費について説明いたします。予算現額は4億3,915万7,000円で、歳出合計に対する構成比率は8.8%、支出済額は2億5,479万8,907円となりました。不用額は1億8,435万8,093円となっておりますが、名川病院への繰出金とじんかい処理事務組合負担金が主なもので、その予算現額に対する執行率は58%となっております。

次に、第6款農林水産業費について説明いたします。予算現額は4億333万3,000円で、歳出合計に対する構成比率は8.1%、支出済額は1億9,682万4,788円になりました。農業集落排水事業特別会計への繰出金と上名久井地区畑地帯総合整備事業費が主なものです。不用額は2億650万8,212円となっておりますが、畑地帯総合整備費の負担金、補償費と農業振興費負担金及び果樹生産対策費負担金が主な不用額で、予算現額に対する執行率は48.8%となっております。

次に、第8款土木費を説明いたします。予算現額は3億5,612万1,000円で、歳出合計に対する構成比率は7.2%、支出済額は2億9,034万6,409円になりました。道路改良工事費が主なものです。不用額は6,577万4,591円となっておりますが、土木総務費負担金と道路新設改良費委託料及び住宅用地造成事業特別会計への繰出金が主なものでございます。予算現額に対する執行率は、81.5%となっております。

次に、第9款消防費を説明いたします。予算現額は2億2,880万4,000円で、歳出合計に対する構成比率は4.6%、支出済額は1億8,322万3,456円になりました。広域消防費負担金と第11分団屯所改築工事、第5分団、第6分団の消防ポンプ自動車更新が主なものです。不用額は4,558万544円となっておりますが、広域消防費負担金が主な不用額で予算現額に対する執行率は80.1%となっております。

次に、第10款教育費について説明いたします。予算現額は6億2,944万3,000円で、歳出合計に対する構成比率は12.7%、支出済額は3億4,781万3,544円になりました。不用額は2億8,162万9,456円となっておりますが、ふるさと運動公園整備費と学校施設費の工事請負費が主なもので

ございます。予算現額に対する執行率は55.3%となっております。

次に、第11款災害復旧費について説明いたします。予算現額は3,720万2,000円に対し、支出済額は3,662万2,285円となりました。剣吉河原、斗賀河原地区の農地等災害復旧費8件の工事請負費が主なものです。不用額は57万9,715円、執行率は98.4%となっております。

次に、第12款公債費について説明いたします。予算現額は9億7,785万6,000円で、歳出合計に対する構成比率は19.7%、支出済額は4億7,085万8,643円となりました。不用額は5億699万7,357円となっておりますが、地方債償還元金と償還利子の不用額です。予算現額に対する執行率は48.2%となっております。

以上、歳入歳出の概要をご説明いたしましたが、これによりまして平成17年度4月から12月までの実質収支額は歳入総額34億2,836万8,917円から歳出総額30億4,063万2,693円を差し引き、歳入差し引き残高3億8,773万6,224円となりました。年度途中の閉庁により、税込、国、県支出金、地方債等の歳入が見込めないため、支払いに支障を来すおそれがあるので、2億円の一時借入金により農業集落排水事業特別会計へ2億5,100万円、国民健康保険特別会計へ5,500万円の会計間繰りかえ流用をしました。

よって、歳入歳出差し引き実額は2億8,173万6,224円となりました。新町に引き継がれるものであります。

以上、簡単でございますが、平成17年度名川町一般会計歳入歳出決算書について、その概要を説明いたしました。ご審議の上、ご認定くださるようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、私からの説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 一般会計決算の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質問される方は挙手と同時に議席番号を告げて、質問する決算書、または決算資料のページを述べてから質問をお願いいたします。

なお、一般会計は、歳入一括、歳出一括で質疑を行います。

それでは、一般会計の歳入決算について質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、初めに、歳入の項目ですが、ページは19ページ、11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生負担金、4節児童福祉費負担金、備考欄保育所保護者負担金2,099万5,180円について質問であります。

初めに、早朝保育、延長保育、一時預かり保育等を始められた点につきましては、働く女性の

増加や共働きの増加に対する要求にこたえた施策と言えると思います。少子化対策にとりましても身近に職場、保育所があり、子育て支援としての十分な継続的な手当があれば乗り切れる一面もあるのではないのでしょうか。

さて、現実的には、働きたくても職場に恵まれなかったり、職場があっても近くに保育所がなかったり、低賃金では保育料を払えなかったり、苦勞している現実があります。

そこで、質問なのですが、保育所保護者負担金は何名分に当たるのでしょうか。また、数年前からの動向で、保育所への利用者はどうなっていたのでしょうか。また、去年の待機者は、出ていたのでしょうか。まず、初めに質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町町民課長。

○旧名川町町民課長（小野寺直和君） それでは、保育園のチェリー保育園でございますが、何名ぐらいということでございますが、大体15年度は118名でございます。そして、16、120、この決算の17年度は136名でございます。

そして、利用者なのですけれども、待機者がおったかということでございますが、年度の初めはやはり異動等がございますので、申し込みがぎりぎりになりまして待機者があるということがございますが、月を追うごとに解消をされていったと、そう思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今数字が示されましたように、15年度から118名、120名、136名と大変ふえている状況がうかがえました。そして、3月、4月は、残念ながら入園できなかったようではありますが、今お話がありましたように、月ごとに解消されているということは、現在は申込者はないということになるのでしょうか。17年12月までは、待機者はなかったということでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町町民課長。

○旧名川町町民課長（小野寺直和君） 全然なかったということではございませんが、途中でな

くなりましてまた途中で申し込みがございますので、2名ぐらいは常にあったという記憶をしてございます。12月までは、たしかありました。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 不況が厳しい現在、働いているといっても給料が低く、保育料を納めるのは大変との声が上がっております。先ほどの説明にも保育料に関する報告がありました。

そこで、保育児世帯の年収の推移はどうなっているのでしょうか。働けば働くほど生活が楽になっていると思われる状況はあるのでしょうか。質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町町民課長。

○旧名川町町民課長（小野寺直和君） 保護者の所得がどうなっているかということですが、この場合、保育料決定をするには課税額を、ちょっとこの課税額を参考にして、を基準に決めております。ちなみに17年度の階層といたしますが、所得が少ない方は、また保育料も少ないわけですので、これは階層を7階層設けまして、段階を設けてございます。一番低い1階層というものはございませんでしたが、町民税の非課税世帯の方が32名、それから課税でもやはり課税額が低い方、3番目の方です。3階層の方、所得が1万9,500円までの方も32名、それから町民税が6万4,000円の方が38名と、大体この層が一番多いわけですし、その後、その上といたしますと17名、10名、6名、1名というふうに、この3階層が一番多うございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） なぜこの質問をしたかと申しますと、保育料の件なのですが、幾らか収入が伸びたと喜んでいますが、それが保育料にはね返って高くなると言っています。そして、保育料の決め方、今説明がりましたが、生活保護世帯はゼロ、その次は9,000円、その次は1万幾らかだったと思うのですが、そのぎりぎりのところでの決め方でちょっとふえれば、年収が上がれば次の段階の保育料にいくという決め方になっているのなのですが、先ほどの答弁にもありましたが、大変保育料に対しても厳しい状況が報告されましたが、保育料の算定基準をある程度低所得者にはもう少し低い保育料に改めるというお考えはないのか。これは、町長の方からお聞

きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 低所得者に対することですが、現在においても所得において階層が低い階層の方で納めているわけございまして、それで非常に保育所の場合は所得が関連しております、特に農家の方々に含めると保育園というのは、幼稚園は一律でございますが、所得に見合った階層で納めていただいているということでございます。

また、保育していくにおいて、先ほど課長の方からも希望に対して、月ごとに解消していっていると。要望にこたえていくためには、当然臨時職員で対応していかなければならない。ですから、月がずれていくわけでございますけれども、立花委員のおっしゃることもわかります。ただ、町としてもある程度の所得を見ての階層で行っておりますので、現段階においては現状で何とかお願いしていきたいと、こう思っております。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この保育料については、また次回もありますので、そのときに述べさせていただきます。次に進みます。

ページは23ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料、1節住宅使用料、町営住宅使用料1,495万3,660円について質問いたします。これの家賃の内訳と世帯数はどうなっているのでしょうか。また、待機者は出ておりますか。まず、1点質問いたします。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町建設課長。

○旧名川町建設課長（西野耕太郎君） 旧名川町地区の団地数は、ひろば団地、高屋敷団地、五日市団地、向山団地、森越団地の五つの団地がございまして、家賃の内訳ということですが、ひろば団地の場合は月額2,400円から、最高が8,300円です。それから、高屋敷団地が2,700円から7,900円、五日市団地が4,700円から2万8,900円、向山団地と森越団地は建設年度が新しいこともありまして向山団地は1万8,100円から11万700円、特に向山団地の中には特高賃住宅、要するに高所得者の方も入れる団地が6戸ございまして、高くなっております。それから、

森越団地は2万1,000円から10万6,800円。

世帯数ですけれども、今現在ひろば団地は28戸、これは28戸ございますけれども、19戸が入居しております。ひろば団地は、もう募集停止を行っている状態です。それから、高屋敷団地は7戸ありまして2戸入居していると。ここも募集停止をしております。それから、五日市団地は24戸、入居戸数が22戸、それからここ2戸ありますけれども、ここも2戸はもう入れない状態ですので、この2戸に対しても募集停止を行っております。それから、向山団地は、50戸に対して49戸、森越団地は22戸に対して20戸というような状態になっております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 住宅使用料につきましても先ほどの歳入歳出決算書の説明からも大変なことがありましたけれども、公営住宅利用者は低所得で住宅困窮者となっています。不況が深まり、失業した場合、生活が困窮した場合、生活保護申請など受けられる手だてはとっているでしょうか。北九州市では、公営住宅に住んでいた方が生活保護申請が受けられず、餓死。団地内では、行政による人殺しだとの怒りが広がっています。このようなことがあってはなりません。課ごとの連絡をとって対処しているのか。これは、町長の方から答弁を求めたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 細部については、私の方ですべて把握しているわけではありませんから、別に今の質問については私からでなくても担当課長からで十分だと思いますので、お願いします。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町建設課長。

○旧名川町建設課長（西野耕太郎君） 生活保護世帯の入居等についてということですが、福祉課の方と話し合いをして、その方のことについては、まず入居するということにおいてはあいておれば入ると。

それから、さっき待機者の話ですけれども、今新町の段階で8世帯の申し込みがございます。以上です。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 住宅問題と福祉問題を絡めて質問させていただきましたのは、やはり今住宅に入っている方々の生活が大変厳しい状況になっているということが言えますので、ぜひ福祉課におかれましては窓口などで申請ができるような窓口体制をしていただきたいという要望にとどめておきたいと思います。

さて、次に進みますが、待機者をお聞きいたしました、団地の移転計画が17年度当初あったと思っておりますが、現在はどのような状況になっておるのでしょうか。お聞きいたします。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町建設課長。

○旧名川町建設課長（西野耕太郎君） 団地の移転計画ということですが、平成17年、旧名川町の時代にもありましたけれども、今ひろば台団地、要するに先ほど説明いたしましたひろば団地、高屋敷団地、五日市団地の建てかえ計画ということで70戸の建てかえ計画を今進めております。建設年度は、およそ21年度ごろから着手になるのかなというような計画で、今進めております。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 先ほど福祉課の方において、生活保護の申請を受け付けられるような体制をとってもらいたいというご発言がありましたが、生活保護の申請は常に受け付けております。何かそういう発言をされますと、受け付けていないというふうに誤解をいただくような気がいたしましたので、常に生活保護申請、相談が来れば、受け付けておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて一般会計の歳入決算についての質疑を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

○委員長（坂本正紀君） これより一般会計の歳出決算について質疑を許します。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） おはようございます。農林水産業費の129ページお開きください。129ページの備考欄に水稻いもち病等防除対策補助金ですとか、共同防除組織再編強化支援事業補助金の方があるのですが、この項に、これらの項目に対して関連なのですが、まず共同防除再編強化支援事業補助金ということの性質についてお答えいただきたいのと、関連してきのうもちょっと私質問に立ったのですが、ポジティブリスト制度の導入に伴って、これから行政としてどのような対応を考えておられるのかというのを、まず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町農林課長。

○旧名川町農林課長（西塚友雄君） 川守田議員のご質問にお答えいたします。

共同防除組織再編強化支援事業補助金でございますけれども、これは県の方の補助金でございます。共同防除に対する事務費として来ている金額でございます。

それから、関連してポジティブリストということでございますけれども、きのうも町営市場の方から残留農薬の検査の件が出ておりましたけれども、これと関連いたします。ポジティブリスト制度というのは、食品衛生法が改正になりまして市場あるいは消費者等に出回っている農産物等に国が設定した基準値を超えて農薬が残留していた場合に、その農産物の食品の流通、販売等を禁止するというふうな項目でございます。残留基準値というのは、今までも農薬に設定されていたわけですが、全部が設定されていたわけではございませんで、それ以外の農薬についてはすべて一律に基準値を0.01ppmというふうに規制するというふうなことで、指定されていた農

薬、農産物以外のものにかかっている農薬で残留が、まず残っていれば、その農産物は販売禁止にするというふうな法律でございます。経緯でございますけれども、これは昨年11月の29日に厚生労働省の方で公布いたしまして、6カ月間の周知期間を置きまして今年の5月の29日にポジティブリスト制が施行されました。これに伴って、町の方では、町、また県、国の方ではいろいろな周知方法を行ったわけでございますけれども、町の方では一般町民を対象にしまして旧南部町、旧福地村、旧名川町、全町民を対象にいたしまして町民ホールで2回説明会を開いております。1回目は、2月の9日に県内果樹研究センターの方が主催して行われまして、これは広報無線等で町民に呼びかけておりますし、また2月の23日には農薬適正使用講演会ということで全農家にチラシを配りまして集まってもらって、旧3町村の農家の方々が来て、これを聞いております。

それから、町内の産地直売施設の方でもいろんな後援会をやったり、説明会をやったりしておりますけれども、2月の25日は南部七草会が音頭とりまして、中央公民館でこれも説明会を行っておりますし、1月の31日には農業観光、それから果樹研究会、認定農業者連絡協議会等が主催で、これも中央公民館において説明会を行っております。

それから、3月24日には、県の方の主催で、これも町民ホールにおきまして三戸地区の直売所の連絡協議会が主催で、これも説明会を行っておりますし、広報3月号には1ページにわたって、これは登載しております。

それから、5月の29日のポジティブリスト制が施行になった10日前には、3町村の全農家に県発行のカラーチラシのポジティブリストのチラシを配っております。また、地区の共防連総会等でもやっておりますし、福地の共防連、それから南部町の共防連等でも総会でこの説明会をやっておりますので、いろんなこの団体の総会等で県の方でも町の方でも話を出して、これを注目させておりますので、周知につきましては私どもとしましては農家の方々には周知されているのではなかろうかなと理解しております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 周知はされておるのだと思うのですが、しからは、ではその対策をどうしましょうかという具体的な方向づけのようなものが、多分このポジティブリスト制度導入ということは今までの農業の方向性とは全く逆行する方向づけだと私は思うのです。何もポジティブ

リストに限らず、こういった化学物質に対する規制というのは広告業の分野でも同時に進んでいるわけです。例えば自分らが使う化学薬品に対しては、安全性等をどの程度、危険度と取り扱いの取り扱い使用方法を独自のマニュアルを作成して取引相手と交換しなくてはならない云々のそういった制度が農業以外でも進んでいるわけです。これは、世界的な流れであって、例えば中国の農産物の残留農薬ですとか、例えばEUとの規制の基準値のすり合わせだったり、まさにある意味ではアメリカとの兼ね合いもあるのかもしれませんが、そういういわゆる国際化の、これは一端がここであらわれた現象だと私は考えているのです。ですから、今まで薬をかけることは正しいことだったのです、今までは。かけないのが非常に避難されて、二十何年前だったと思うのですが、私の記憶にある、たしか北海道の余市だったと思います。無農薬栽培のリンゴをつくりましょうというあれで、隣の園地の方と訴訟になったという事例があったのです。そのときは、農薬をかけなかった人が敗訴したのです、たしか私記憶では。おまえのところから病気がうちにうつるのでないか云々というやりとりがあったと記憶しておりますが、そういった訴訟が起きて、農薬を使わなかった人が非常に肩身の狭い思いをしていた現実があるわけですが、このポジティブリスト制度導入ということになって、これは逆転した状況になりますよね、多分。例えば西塚さんがリンゴをつくってあったとして、町長でもいいです。ある日、風の強い日にのんきに薬をまいたと。そうしたら、隣のキャベツか、大根か、コマツナかわかりませんが、飛散して行って、農薬がその野菜にかかりましたと。たまたまその直後出荷したら抜き取り検査にひっかかって流通停止になったと。ただ、これがなあなあで、いや、申しわけありませんでしたねと。いやいや、いいから、気をつけてくれと、そういうので折り合いがつくのであれば、よろしいかと思うのです。ですけれども、例えばあのやろう、ちょっと憎たらしい、ちょっと訴えてしまえとって訴えたら、例えば町長、選挙の恨みもあるので、ちょっと訴えてみるかななんて言って訴えられたら町長にしても西塚さんにしても多分負けるのだと思うのです。そういう現象が起こるのだと思うのです。ですから、ただ周知徹底がどうのこうのと、それは周知期間があるわけですから、行政としては当たり前のことなわけです。そうなれば、抜き取り検査料を予算措置します云々ということだけではなくて、根本的にそれをどういう町外の農地、園地を含めて、どういう管理をしていくかという、そういう政策が必要になってくるのだと思うのです。多分どこの町村でも対応は似たり寄ったりだと思うのですが、ただ気になるのは、町長おっしゃるように、いや、米のブランド化だ、ニンニクのブランド化だ、云々、あれやこれやと、そういう達人村事業の中でそういったことをこれから真摯に考えていくのであれば、これは避けて通れない、これに対する対策は。そういう可能性を秘めていると思うので、非常に大事な、余り認識以上に、

実は裏の方で大切な事情をはらんでいる問題だと思うので、質問をしました。その辺踏まえて、もう一度ご答弁願います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町農林課長。

○旧名川町農林課長（西塚友雄君） 川守田議員がおっしゃることは、私どもも同じ悩みを持っておりますし、大変なことだなと思っております。ただ、この法律は、根本を申せば、結局農水省の方ではなくて厚生労働省の方の消費者団体とか、そういうふうな方の関係で安全、安心な食品をとということで騒いでつくられた制度だと聞いておりますけれども、最近は農産物の輸入が増大してきておるといことで安全、安心に対する食品の関心は世界的に高まってきていると。ドイツが先駆けて取り組んで、これは今全欧米諸国に広がって、日本もこれに取り組んだというふうなことの経緯がございますけれども、一番問題は隣の畑に農薬がかかった場合に、かけられた方は自分にかけていなくてもかけられた方が残留農薬をテストされれば出てくる可能性があるといことで、非常に先ほど訴えとかという話が出ていましたけれども、そういうふうな事態も予想をされないわけではありませぬので、全農の方では結局被害に遭った農家に対しては見舞金を支給する制度を設けたり、そのほかに、まず農薬を使わなくても害虫が発生しないような方法を今盛んに研究はされております。例えば交信攪乱剤といって、害虫の雌が出す性ホルモンを人工的に作り出して、交尾を攪乱させるとか、そういうふうな方法で研究は進んでおりますけれども、とりあえず今川守田議員がおっしゃったような問題は今世の中というのですか、頭を痛めている状況でございますので、期間をかけて、これはまず対処していかなければならないなと思っておりますので、ご理解お願いいたしたいと思ひます。

○委員長（坂本正紀君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 確かにこれは厚生労働省の打ち出した制度なものですから、農林課の私は関係ないよと言えば、それでそうなのでしょう。ですけれども、これから一生懸命やりますと言いながらもその答弁の内容を聞いていますと、それほどよくご存じないような気もするのです。ただ、これから頑張りますというのであれば、それでよしいのかなと思ひますが、これは何も厚生労働省から打ち出されたからといひまして、結局生産するのは農家ですから、これはたまたま消費者に対しての安全性を踏まえているから、厚生労働省なわけでした、関連する基準ですと

か、例えば化学薬品のリストアップにしても農林省にしる、さまざまところで公開されているわけですが、その種類と。何十万種とあるのです、対象となっている化学薬品のリストが。このぐらいのCD ROMに入って販売もされています。物すごい数です。それを一々チェックするわけですから、非常にこの制度自体が現実的でないという部分も私もわかります。ですけれども、農業に限らず、世の中全体がそういうレスケミカルという、化学物質はなるべく使わないようにしましよという方向に確実に流れているわけです。ですから、その辺を踏まえて生産の時点においても、加工の時点においても事細かな統一した指導のプランが必要になっているのだと私は思っています。今後の取り組みを期待したいと思って終了します。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第87号、2005年度名川町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

保育所の運営や公営住宅の建てかえ等につきましては、住民の要求にこたえたものになっているとは思いますが、全体として認定できるものになっておりません。

よって、反対するものであります。

反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第88号、平成17年度名川町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町学務課長。

○旧名川町学務課長（有谷隆君） 議案第88号、平成17年度名川町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

228ページ、229ページをごらんください。平成17年度名川町学校給食センター特別会計歳入歳出決算書であります。初めに、歳入からご説明申し上げます。1款1項の負担金、予算現額4,345万6,000円に対し、調定額が4,349万2,800円、これに対し、収入済額が3,385万9,685円となっております。これは、保護者負担金でございます。

次に、4款1項他会計繰入金、予算現額3,807万3,000円、調定額2,103万3,000円、収入済額が2,103万3,000円は一般会計からの繰入金となっております。

歳入合計になります。5,489万3,964円となっております。

次に、歳出になります。1款1項の給食費、予算現額が8,153万2,000円、支出済額が5,489万3,567円、これは給食賄い材料費、それから調理等の業務委託料、光熱水費等が主な支出となっております。

歳出の予算現額が8,183万2,000円、支出済額が5,489万3,567円となっております。歳入歳出差し引き残額が397円となっております。

以上で説明を終わります。ご認定くださるようお願い申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第89号、平成17年度名川町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町観光振興課長。

○旧名川町観光振興課長(小笠原覚君) それでは、議案第89号、平成17年度名川町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

総括表でご説明を申し上げますので、240ページと241ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第1款使用料及び手数料でございます。調定額、収入済額とも同額でございます。1,416万9,619円でございます。これは、チェリウスの使用料でございます。

第2款財産収入でございますが、調定、収入済額とも同額の3,348万5,420円、これは物品等の売払収入でございます。

第3款繰入金、他会計の繰入金でございますが、1,700万円、これは一般会計からの繰入金でございます。ちなみに平成16年度は1,980万円ございました。

第4款繰越金でございますが、7万3,518円、これは前年度繰越金でございます。

第5款諸収入、雑入でございますが、これは5円、預金利子でございます。

歳入合計でございますが、予算現額8,340万1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに6,472万8,562円ということになっております。ちなみに不納欠損額、収入未済額ともにございま

せん。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、総務管理費でございますが、支出済額が6,443万2,235円、内訳は人件費が3,206万2,000円、それから賄い材料費と物件費が3,237万円、含めて6,443万2,235円ということでございます。予備費の支出はございません。

歳出合計は、予算現額8,340万1,000円に対しまして6,443万2,235円、執行率は77.3%ということになってございます。経営の概況でございますけれども、4月から12月までの利用者数は3万5,896人、前年の同期に比較をしまして1,914人の減ということになっております。歳入合計から歳出合計を差し引きました残額でございますが、29万6,327円となっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

.....
議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第90号、平成17年度名川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町建設課長。

○旧名川町建設課長（西野耕太郎君） それでは、議案第90号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

252ページの歳入歳出決算書によりご説明いたします。歳入から説明いたします。1款分担金及び負担金は予算現額360万1,000円、調定額360万、収入済額は48万円、収入未済額は312万円となっております。これは、受益者分担金、4世帯の加入分担金の収入済額であります。

2款使用料及び手数料は調定額515万8,530円、収入済額は515万8,530円の同額となっており、受益者の排水使用料であります。

3款県支出金、1項県補助金は、調定額8,151万3,000円で、収入済額8,151万3,000円の同額、4款繰入金、1項他会計繰入金は調定額6,991万8,000円で同じ同額となっております。これは、一般会計からの繰入金であります。

以上のことから、歳入合計は、予算現額6億3,400万9,000円、調定額1億8,323万1,844円、収入済額1億8,011万1,844円、収入未済額312万円となりました。

次に、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費は予算現額1,543万4,000円に対し、支出済額は945万2,113円で、処理場の光熱水費や汚泥運搬料が主なものであります。

2款建設費、1項施設建設費は、予算現額5億5,715万1,000円に対し、支出済額は3億2,205万5,310円で、下水道の管路敷き設置工事、約4,400メートルの工事請負費が主なものであります。

3款公債費は、予算現額6,092万4,000円に対し、支出済額は2,939万1,552円で地方債の償還元金や償還利子であります。

以上のことから、歳出合計は、予算現額6億3,400万9,000円に対し、支出済額は3億6,089万8,975円となりました。

実質収支であります。266ページをお開きください。歳入総額1億8,011万2,000円、歳出総額3億6,089万9,000円、差引額は1億8,078万7,000円の歳入減となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第91号、平成17年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長(立花和則君) それでは、議案第91号、平成17年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

268ページをお開きください。先に歳入から説明申し上げます。歳入の一番下の合計欄ですが、予算現額は12億3,283万7,000円で、これに対する調定額は8億4,995万782円、収入済額も同額の8億4,995万782円となりました。3億8,288万6,218円の減となっておりますが、閉庁によるもので新町に引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款支払基金交付金ですが、予算現額は6億9,733万1,000円で、調定額も収入額も同じ4億6,906万7,801円となっております。現年度分の医療費交付金が主なものでございます。

次に、第2款国庫支出金ですが、予算現額は3億5,673万5,000円で、調定額も収入済額も同じ2億5,637万1,000円となっております。

次に、第3款県支出金ですが、予算現額は8,918万3,000円で、調定額も収入済額も同じ6,426万3,000円となっております。現年度分医療費負担金は主なものでございます。

次に、第4款繰入金ですが、予算現額は8,958万1,000円で、調定額も収入額も同じ6,000万円

となっております。一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出をご説明いたします。270ページをお開きください。歳出の一番下の合計欄ですが、予算現額12億3,283万7,000円に対しまして支出済額は7億9,637万8,264円となりました。不用額は4億3,645万8,736円となっておりますが、新町へ引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款医療費ですが、予算現額は12億3,243万4,000円でございますが、支出済額が7億9,637万8,264円となりました。不用額が4億3,605万5,736円となっております。

以上、歳入歳出の概要をご説明いたしましたが、これによりまして歳入総額8億4,995万782円から歳出総額7億9,637万8,264円を差し引き、歳入歳出差し引き残高5,357万2,518円となり、新町に引き継がれるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページといたしましては、278ページから279ページに見開きのところにあります歳出、1款医療費、2項医療諸費、1目医療給付費、19節負担金補助及び交付金、備考欄の医療給付費、国保6億1,110万2,798円、医療給付費、社保1億6,122万3,021円、高額医療費1,272万3,563円についてであります。この数字は、何をあらわしているのでしょうか。どういう理解をすればよいのかご説明して、まず初めにお願いしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） まず最初に、19節の医療費給付費、国保というところですが、国保会計の分が6億一千云々という数字、それからその下の社会保険は社会保険加入者の方々の医療費、それから高額医療費はある一定部分の負担を超えた部分についての高額医療費、そういうふうになってございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この数字からどういう医療機関にどの程度の金額が支払われているのかわかるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） その件につきましては、今手元に資料がございません。戻れば、わかるかと思しますので、後ほどわかったらお知らせをしたいと思いますので、ご容赦ください。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この医療費についてお聞きいたしましたのは、数年前からの動向はどういうふうになっているか。その比較、医療費の増減についてお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 医療費の動向といたしましては、まず過去5年調べてございますが、平成13年は12億6,000万、14年が12億200万、15年が12億2,400万、16年が12億1,600万、17年は12月まで、途中まででございますと7億9,300万と、そういう動向になってございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この数字をどう見るかということについてであります。高齢者の方もふえていけば、当然ふえると思っておりましたが、まず12億という数字を頭に入れておきたいと思えます。

さて、その医療費、やはりこういうことであれば、国保もということの負担もかかるということになるかもしれませんが、医療費軽減への対応、対策、健康づくりの面についてはどのような施策があるのでしょうか。お知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 医療費の軽減への対応はということでございますが、微々たるというか、積み重ねが大事だと思ってございますので、まず健診を受けていただきたい。それから、町で各種の運動、指導事業をやってございますので、運動、指導を徹底すると。それから、生活習慣の改善を図ると。それから、何よりも早期発見、早期治療、それから適正受診をしていただくと。これらについて、積み重ねていけば、医療費軽減へつながるのではないかとということで実施してございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第91号、2005年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

老人保健そのものに反対しているとともに、なお町独自の施策に力を尽くしてほしいという希望を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。採決は、議員全員で行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり認定されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時50分)

○委員長(坂本正紀君) それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第92号、平成17年度名川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長(立花和則君) それでは、議案第92号、平成17年度名川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

284ページをお開きください。先に歳入からご説明いたします。歳入の一番下の合計欄ですが、予算現額は11億3,869万円で、これに対する調定額は9億1,452万2,092円となりました。収入済額は7億6,319万344円となり、不要欠損額は47万6,101円、収入未済額が1億5,085万5,647円あります。予算現額に対する増減では、3億7,549万9,656円の減になりますが、閉庁によるもので、新町に引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款国民健康保険税ですが、予算現額3億2,710万2,000円、調定額は4億521万3,289円です。収入済額は2億5,388万1,541円となりました。不納欠損額は47万6,101円ございます。また、国保税収入未済額が1億5,085万5,647円ありますが、これは納期前に閉庁したことによるものでございます。

次に、第3款国庫支出金ですが、予算現額は5億3,694万円、そして調定額も収入済額も同じ2億5,591万7,000円となっております。国庫負担金あるいは補助金でございます。

次に、第4款療養給付費交付金ですが、予算現額は8,394万2,000円で調定額も収入済額も同じ7,033万7,716円となっております。社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、第8款繰入金ですが、予算現額は1億1,394万3,000円で調定額も収入済額も同じ9,200万円となっております。一般会計からの繰入金でございます。

次に、第9款繰越金ですが、予算現額は5,000万円で調定額、収入済額も同じ8,058万8,246円となっております。

次に、歳出をご説明いたします。286ページをお開きください。歳出の一番下の合計欄でございますが、予算現額11億3,869万円に対しまして支出済額は8億1,294万9,750円となりました。不用額は3億2,574万250円となっておりますが、新町へ引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款総務費ですが、予算現額は6,206万5,000円で、支出済額は4,553万3,750円となりました。総務管理費、徴税費が主なものでございます。不用額は1,653万1,250円となりました。

次に、第2款保険給付費ですが、予算現額は6億5,379万1,000円で支出済額は5億895万4,769円となりました。療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費が主なもので、不用額は1億4,483万6,231円となりました。

次に、第3款老人保健拠出金ですが、予算現額は2億7,010万8,000円で支出済額は1億6,003万1,558円となりました。老人保健特別会計への拠出金でございます。不用額は1億1,007万6,442円となりました。

次に、第4款介護納付金ですが、予算現額9,060万3,000円で支出済額は6,795万2,271円となりました。介護保険第2号被保険者を支払基金に納付したものでございます。不用額は2,265万729円となりました。

次に、第5款共同事業拠出金ですが、予算現額3,480万3,000円で、支出済額は2,088万1,042円となりました。県国保連への拠出金でございます。不用額は1,392万1,958円となりました。

次に、第6款保健事業費ですが、予算現額1,308万9,000円で、支出済額は921万4,768円となりました。レセプト点検業務、健康管理システムリース料、住民健診委託料が主なものでございます。不用額は387万4,232円となりました。

以上、歳出の概要をご説明いたしました。これによりまして実質収支額は歳入総額7億6,319万344円から歳出総額8億1,294万9,750円を差し引き、歳入歳出差し引き残額が4,975万9,406円の赤字となりました。年度途中の閉庁により、税收、国、県補助金等の歳入が見込めないため、支払いに支障を来すおそれがありましたので、一般会計より5,500万円の会計間繰りかえ流用をしております。したがって、歳入歳出差し引き実額は524万594円となり、新町に引き継がれるものであります。

以上、簡単でございますが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページといたしましては、312ページになります。国民健康保険財産に関する調書、（1）、財政調整基金、決算年度現在額2億1,812万6,000円についてであります。この金額についての根拠、なぜ2億円余の決算年度現在高があるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） この基金につきましては、国の方からの通知で基金を積み立てる際に、過去3年間における保険給付費、これには老人拠出金及び介護納付金を含みますけれども、平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることという通知が来てございますし、それ以外に私どもは医療費のおおむね3カ月分をめぐりに積み立てるということも指導として受けておりました。したがって、旧名川町の場合は、月の平均の支払いが6,000万から7,000万という金額になってございましたので、7,000万、三七、二十一と、2億1,000万ぐらい、そのぐらいの基金を積み立てておかなければならないと、そういうことで積み立ててきたものでございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） これまで政府は、各自治体に対して過去3カ年の平均保険給付費の5%以上を積み立てることとしてきましたが、五、六年前から平成14年度あたりからですが、5%以上は政府の指導でも削っております。それでは、17年度の保険給付費は幾らで、その5%ということであれば、基金はどのぐらいでよかったのでしょうか。まず、お知らせください。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 17年度の保険給付費でございますが、まず302ページ、見ていただきたいと思いますが、支出済額が保険給付費の中、5億800万となっております。この5億800万、これはいまだ年度途中でございましたので、これが1年間となりますと今まで

の決算を見てみますと、済みません、ちょっとお待ちください.....例年ですと16年度の決算が6億8,200万と、そのような数字になってございます。これに比べれば、確かに2億1,000万という基金は多いように思われますが、医療費はいつどの時点でこう動くかわかりません。過去に心臓疾患で手術を受けた方がありましたが、そういう方が1名出ますと約1,000万ぐらいは医療費がふえると、そういうふうなことでございますので、いかなる事態にも備えるためにも基金を積み立ててきたというものでございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今決算ですので、少しお話しさせていただきますと、まず状況からですが、これは平成18年3月13日現在、国民健康保険加入状況です。旧名川町は、世帯数2,079世帯、被保険者数5,012名、旧南部町、世帯数1,407世帯、被保険者数3,431名、旧福地村、世帯数1,339、被保険者数2,971です。そして、国保財政調整基金、いわゆる基金というものですが、旧名川町は現在お話ししたとおりですが、平成16年決算では2億809万7,000円、旧南部町5,000万円、旧福地村3,195万3,459円となっています。この金額から見ても余りにも高い基金額だった。それが国保加入者の保険料を納められない、大変高いという根拠になっていたのではないのでしょうか。この点、何度も決算、予算、国保に関して行ってきたわけですが、今までも何度も一般財源からの繰り入れや基金を取り崩して国保加入者の軽減をと訴えてまいりましたが、その都度町長はどのような態度をおとりになっていたのでしょうか。現状を把握していたのでしょうか。お答えください。

○委員長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 以前立花議員にもしっかりとお話をしたことがございます。1度国保税を旧名川のときに下げているわけです。それをもうお忘れになっているのかなと思います。ですから、対応できる部分は、対応できるわけです。ただ、今課長も言ったように、緊急時、そういうときの基本としては平均年額の5%、また3カ月分ぐらいは基金として持っておく方がいいと。先ほど旧3町村の数字を申し上げましたけれども、これをいわゆる国保加入者の数、旧南部町さん、旧福地村さん、違うわけです。恐らく先ほど数字申し上げました旧名川町が人数が多い。多いということは、その分の基金の同じ積み立てをしても多いところは自然に多くなるわけです。

そういう計算になるわけでしょう。ですから、我々もむやみに国保税を取っているというのではなくて、医療費が下がれば、これは下げることができるわけです。ですから、全く取っていないと先ほど言っていますけれども、現に名川時代に下げているではないですか。そのこともしっかりと認識をいただきたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） もともこの国保は、応益割、応能割からいっても所得のある、いわゆる応能割の割合はずんずんと引き下げられて、1人当たり、また世帯当たりの国保の負担を重くする応益割の割合が高くなってきたことから一つの原因がありますし、ひいては国の国保会計に対する態度、こういうことも大きく問われなければならないのですが、余りにも基金の積み立ては異常に高過ぎたのではないのでしょうか。まして医療費の3カ月分を積むというようなことは、先ほど話した旧町村の数から見て、やられていないのではないかという数字です。その点で、国保税をもう少し引き下げたいということの気持ちから、今決算ですので、お話しさせていただきましたが、くれぐれも国保加入者の負担軽減のためにご努力願いたいと思います。

次に、ちなみに今年度の保険給付費予算は、16億円余で、積立額は8,000万ということになっておりますが、これとの関連と申しますか、先ほどの答弁とはちょっと違うやり方をしていると思いますが、この点についてのご答弁を願います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 18年度の基金の積み立て8,000万ということですが、ちょっと手元に18年度、きょう予算書持ってきていませんでしたので、ちょっとあれですが、8,000万、余剰金が出れば、それ以上積み立てるとということにもなるかと思えます。いずれにいたしましても、先ほど町長からもありましたけれども、旧名川町では16年度から税率改正をして、応益割合、引き下げてございます。基金を使って税率を下げるということも可能でございましょうけれども、全部使ってしまいますと医療費支払いができなくなると。町に財政がないので、医療費を支払えないということではできませんので、その辺のこともご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） この基金の問題から先ほど新町に移るときに一般会計から繰り入れもやっているわけですから、やればできる、医療費の支払いには困らないということを今述べているのだと思います。これから国保加入者の皆さんの状況をよく見ていただき、無理な国保税の賦課はなされないようにということを訴えて終わります。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第92号、2005年度名川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

政府の医療政策や健康についての姿勢は、福祉を守るものにはなっておりません。国の福祉予算をふやさせるとともに、国保税率を承認、決定できるのは議会であります。議会が否決すれば、変更することができるわけであります。国保加入者の重い負担になっているという理由で反対するものであります。

反対討論を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○委員長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第93号、平成17年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） それでは、議案第93号、平成17年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

316ページをお開き願います。先に歳入から説明いたします。歳入の一番下の合計欄でございますが、予算現額7億9,782万3,000円で、これに対する調定額は5億8,344万5,088円となりました。収入済額は5億3,794万2,601円となり、収入未済額が4,550万2,487円であります。予算現額に対する増減では、2億5,988万399円の減となりますが、閉庁によるもので、新町に引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款保険料ですが、予算現額1億1,913万2,000円で、調定額は1億2,274万5,527円、収入済額は7,724万3,040円、収入未済額が4,550万2,487円ありますが、これは納期前の閉庁によるものでございます。

次に、第3款国庫支出金ですが、予算現額は1億9,123万円で、調定額は収入額と同じ1億2,525万円となっております。国庫負担金、補助金でございます。

次に、第4款支払基金交付金ですが、予算現額2億3,998万4,000円で、調定額は収入済額と同じ1億5,457万8,000円となっております。

次に、第5款県支出金ですが、予算現額9,375万1,000円で、調定額は収入済額と同じ5,546万4,000円となっております。県負担金が主なものでございます。

次に、第6款繰入金ですが、予算現額1億3,532万6,000円で、調定額は収入済額と同じ9,500万円となっており、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第7款繰越金ですが、予算現額1,838万1,000円、調定額は収入済額と同じ3,037万9,450円となっております。

次に、歳出をご説明いたします。318ページをお開きください。歳出の一番下の合計欄ですが、予算現額7億9,782万3,000円に対しまして、支出済額は4億9,291万868円となりました。不用額

は3億591万2,132円となっておりますが、閉庁によるもので、新町に引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明いたします。第1款総務費ですが、予算現額は4,200万4,000円で、支出済額は2,296万8,563円となりました。総務管理費、介護認定審査会費が主なものでございます。不用額は1,903万5,437円となりました。

次に、第2款保険給付費ですが、予算現額は7億4,998万3,000円で、支出済額4億6,744万4,609円となりました。介護サービス、支援サービス、特定入所者介護サービス等が主なものでございます。不用額は2億8,253万8,391円となりました。

次に、第6款償還金ですが、予算現額479万5,000円で支出済額は75万9,194円となりました。国、県及び支払基金への償還金でございます。不用額は403万5,806円となりました。

以上、歳入歳出の概要をご説明いたしましたが、これによりまして平成17年度4月から12月までの実質収支額は歳入総額5億3,794万2,601円から歳出総額4億9,191万868円を差し引き、歳入歳出差引残高4,603万1,733円となり、新町に引き継がれるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ページといたしましては、320ページであります。歳入、1款保険料、1項介護保険料については、目は第1号被保険者保険料と備考欄までを含めて、3節普通徴収保険料滞納繰り越し分まで、この項目から一体どういうことがわかるのかお聞きしたいと思います。特に収入未済額について、詳しい内訳なり、内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 普通徴収保険料滞納繰り越し分についてでございますが、大変申しわけございません。質問の通告になかったものですから、ここへ資料を持ってきてございませんので、後ほど資料の方を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） いや、私は、この質問をいたしましたのは、私は介護保険料の負担が重いとよく言われているわけですが、自治体として介護サービスを受ける人の数やサービスの程度を下げている人の数が今お話しされた保険料の中に読み取れるものなのかどうかという気持ちからお話ししたのでありますが、そうしますと実際問題介護保険納めている方やサービスを受けている方の増減とか、その動向はどのように把握しておられるでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） 介護認定者の年度別の動向でございますが、過去5年間、平成12年は302名、13年度は357名、14年度385名と、15年度380名、16年度385名、17年度は年度途中でありまして412名という、そういうような動向になってございます。

○委員長（坂本正紀君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の数字から幾らかふえているか、大体横ばいになっているのか、その傾向をもう一度確認したいと思いますが、それとともに介護保険料が納められない人方の動向とか、それからサービスを週3回受けていたけれども、1回にしなければならないというような現実的な事態はどの程度つかまれているのでしょうか。

○委員長（坂本正紀君） 旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長（立花和則君） まず、サービスを控えているかということでございますが、これは前にも一般質問等ございましたが、確かに中にはサービスを控えるという、そういう動きもあります。ただ、それが顕著であるということではないように担当の方からも聞いていますし、私自身も実際そういうふうには思っております。サービスとしても受けられないという、金銭的に大変だという方は、中にはこれまで生活保護の方へ申請をして、生活保護の認定を受けたという方も中にはございます。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 議案第93号、2005年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険については、介護保険料が耐えがたい負担になっております。全国的に介護保険料の軽減、免除、また利用料の軽減措置などとられる自治体がふえてきております。町独自の軽減策をとられることを要求し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○委員長(坂本正紀君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○委員長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第94号、平成17年度名川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町保健福祉課長。

○旧名川町保健福祉課長(立花和則君) それでは、議案第94号、平成17年度名川町介護サービ

ス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

344ページをお開きください。先に歳入からご説明いたします。歳入の一番下の合計欄でございますが、予算現額1,352万7,000円で、これに対する調定は1,115万5,345円となりました。収入済額は同額の1,115万5,345円となっております。予算現額に対する増減では237万1,655円の減となりますが、閉庁によるもので、新町に引き継がれるものでございます。

それでは、主なものについてご説明申し上げます。第1款サービス収入ですが、予算現額1,352万3,000円で、調定額は収入済額と同じ645万500円となっております。居宅介護サービス計画費収入でございます。

次に、第3款繰越金ですが、予算現額1,000円に対し、調定額は収入済額と同じ470万4,841円となっております。

次に、歳出を説明いたします。同じページの下段になります。第1款総務費ですが、予算現額1,352万7,000円で支出済額は939万3,867円となりました。職員の人件費が主なものでございます。不用額は413万3,133円となっております。閉庁によるもので、新町へ引き継がれるものでございます。

以上、歳入歳出の概要をご説明いたしましたが、歳入総額1,115万5,345円から歳出総額939万3,867円を差し引き、歳入歳出差し引き残高176万1,471円となり、新町に引き継がれるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第95号、平成17年度名川町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） 議案第95号、平成17年度名川町国民健康保険名川病院事業会計決算についてご説明をいたします。

初めに、収益的収支について、損益計算書によりご説明いたします。360ページをお開きください。自治体病院を取り巻く医療環境は、国の医療費抑制策を基本とした医療保険制度改革が継続されている中で医師確保問題、自治体病院機能再編等、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で、名川病院の1、医業収益は入院収益、外来収益、その他医業収益、合わせて7億2,375万6,835円に対し、2、医業費用は給与費から研究、研修費まで合わせて6億9,714万2,453円で、医業利益は2,661万4,382円となりました。

3、医業外収益は、受取利息配当金から、その他医業収益まで合わせて256万5,462円に対し、4、医業外費用は支払利息及び取り扱い諸費から雑損失まで合わせて1,816万4,193円で、マイナス1,559万8,731円となっておりますが、これは他会計負担金、補助金として一般会計からの繰入金了新町に繰り越したことによるものです。このことにより、経常利益は医業、医業外合わせて1,101万5,615円となりました。また、雑損失の922万8,330円は、消費税の評価分であります。

5、特別損失が91万5,371円ありましたが、当年度純利益は1,010万280円となり、黒字決算となりました。特別損失の91万5,371円は、過年度の査定及び返礼分であります。前年度繰越欠損金が2億5,480万4,069円ありましたが、当年度純利益1,010万280円が出ましたので、当年度未処理欠損金は2億4,470万3,789円となります。

次に、資本的収支についてご説明いたします。370ページ、371ページをお開きください。資本的収支は、収益合計が262万5,000円、費用合計が5,060万1,816円で、収支差引額はマイナス4,797万6,816円となり、不足額は過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。これは、医療機器

購入に伴う企業債と一般会計からの繰入金を新町に繰り越したことによるものでございます。
以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第95号は原案のとおり認定されました。

議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第96号、平成17年度名川町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。観光振興課長。

○旧名川町観光振興課長（小笠原覚君） それでは、議案第96号、平成17年度名川町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

376ページと377ページをお開きください。歳入歳出決算の総括表でご説明を申し上げます。まず、主な歳入でございますが、第1款繰入金、1、他会計繰入金でございますが、1,400万円の収入済額でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

第3款繰越金でございますが、収入済額は11万4,968円、これは前年度からの繰越金でござい

ます。

歳入合計は、予算現額2,291万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の1,411万4,969円でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出でございますが、第1款総務費、総務管理費でございますが、支出済額は1,114万9,311円でございます。これは、森越団地に分譲住宅地18区画を造成いたしました工事費983万2,000円を含んだ額でございます。

歳出合計でございますが、予算現額2,291万4,000円に対しまして、支出済額は1,114万9,351円、執行率は48.7%になってございます。歳入総額から歳出総額を差し引きました差し引きは296万5,618円となっております。

以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり認定されました。

.....
議案第97号から議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第97号から議案第100号を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号、平成17年度名川町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号、平成17年度名川町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号、平成17年度名川町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号、平成17年度名川町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案4件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。旧名川町総務課長。

○旧名川町総務課長（小荻沢孝一君） それでは、議案第97号から議案第100号までの4議案を一括してご説明申し上げます。

384ページをお開きください。最初に、議案第97号、平成17年度名川町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定についてであります。主な内容についてご説明申し上げます。歳入の第1款県支出金につきましては、4財産区とも除伐、刈り払いなどに対する県補助金として予算を計上しておりますが、12月末現在での事業が確定していないため今決算では4財産区とも収入済額はゼロとなっております。

次に、第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額250万1,000円に対し、収入済額は720円で、電柱敷地料でございます。残りの収入未済額は土地貸付収入で、新町において収納となるものでございます。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金ですが、予算額99万円に対して収入済額は前年度繰越金として2,920万3,177円となっております。

次に、第4款諸収入、第1項雑入ですが、予算額1万円に対し、預金利子として6,510円が収入済みとなっており、歳入予算の総額350万3,000円に対し、収入済みの合計は2,921万407円となりました。

次に、歳出であります。第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額213万3,000円に対し、支出済額は134万3,730円で、内容としましては管理委員報酬、研修旅費等が主なものでございます。

次に、第2款財産費、第1項基本財産造成費ですが、予算額95万円に対し、除伐、刈り払いなどの経費として22万4,320円が支出済みとなっております。

歳出予算の総額350万3,000円に対して、支出済額合計は156万8,050円となり、歳入歳出差引額は2,764万2,357円となりました。

次に、議案第98号、平成17年度名川町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてですが、398ページをお開きください。歳入についてですが、第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額2,000円に対し、電柱敷地料として6,000円が収納済みとなっております。第2項財産売払収入ですが、予算額270万円に対し、収入済額は95万円を山林9,076平米を売り払った収入でございます。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金、予算額60万8,000円に対し、収入済額は前年度繰越金の76万9,335円で、歳入予算の総額364万1,000円に対し、収入済みの合計は172万5,336円となりました。

次に、歳出ですが、第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額267万1,000円に対し、支出済額は104万1,356円で、内容としましては管理人報酬、公民館用地借上料、光熱水費などの役務費などが主なものでございます。

次に、第2款財産費、第1項基本財産造成費ですが、予算額77万円に対し、支出済額は7万1,568円で、下刈り作業などの請負費でございます。

歳出予算の総額364万1,000円に対し、支出済額合計は111万2,924円となり、歳入歳出差引額は61万2,412円となりました。

次に、議案第99号、平成17年度名川町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定についてですが、412ページをお開きください。歳入についてですが、第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額210万1,000円に対し、収入済額は66万3,105円で、葉柴山開発34.5ヘクタールを21名に貸し付けている土地貸付収入であります。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金、予算額411万6,000円に対し、収入済額は前年度繰越金1,910万2,069円となっております。

次に、第4款諸収入、第1項雑入、予算額1万円に対し、預金利子として2,704円が収入済みとなっており、歳入予算の総額702万8,000円に対し、収入済みの合計は1,976万7,878円となりました。

次に、歳出ですが、第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額401万8,000円に対し、支出済額は212万4,583円で、内容といたしましては管理委員報酬、研修旅費、町内行事補助

金、電話料などが主なものでございます。

次に、第2款財産費、第1項基本財産造成費、予算額251万円に対し、支出済額は67万9,060円で下刈り作業などの人夫賃、下刈り請負、原材料費などが主なもので、歳出予算の総額702万8円に対し、支出済額合計は280万3,643円となり、歳入歳出の差引額は1,696万4,235円となりました。

次に、議案第100号、平成17年度名川町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定についてであります。426ページをお開きください。歳入についてであります。第2款財産収入、第1項財産運用収入ですが、予算額209万1,000円に対し、収入済額は178万6,700円で、塩殻、石名坂開発40.8ヘクタールを42名に貸し付けている土地貸付収入であります。

次に、第3款繰越金、第1項繰越金、予算額634万4,000円に対し、収入済額は前年度繰越金4,288万324円となっております。

次に、第4款諸収入、第1項雑入、予算額1万円に対し、預金利子として4,335円が収入済みとなっております。歳入予算の総額1,019万8,000円に対し、収入済みの合計は4,467万1,359円となりました。

次に、歳出であります。第1款総務費、第1項総務管理費ですが、予算額579万円に対し、支出済額は271万2,913円で、内容としては管理委員報酬、研修旅費、町内行事補助金、使丁手当、光熱水費、電話料などの役務費が主なものでございます。

次に、第2款財産費、第1項基本財産造成費ですが、予算額360万円に対し、支出済額は153万7,795円で、下刈り請負ほか石名坂開発に伴う財産区負担分を公有林整備事業償還分として一般会計へ繰り出すものなどが主なもので、歳出予算の総額1,019万8,000円に対し、支出済額合計は425万708円となり、歳入歳出差引額は4,042万651円となりました。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号から議案第100号は原案のとおり認定されました。

散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） 以上で本日の決算特別委員会を終了いたします。
来る6月12日は、午前10時から引き続き委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時03分）

南部町議会決算特別委員会会議録（第2号）

平成18年6月12日（月）

出席委員（42名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
24番	滝田 米作君	25番	川守田 稔君
26番	佐々木 金嘉君	27番	工藤 久夫君
28番	坂本 正紀君	29番	馬場 忠靖君
30番	河端 幸蔵君	31番	相田 耕作君
32番	山口 博个君	33番	沼畑 繁君
34番	小笠原 義弘君	35番	佐々木 元作君
36番	伊達 一夫君	37番	金沢 和夫君
38番	小田原 長一君	39番	東 寿一君
40番	宮野 正君	41番	西塚 芳弥君
42番	野田 清八君	43番	佐々木 由治君

欠席委員（1名）

21番 沖田 周藏君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
旧南部町出納室長	馬 場 宏 君	旧南部町総務課長	山 口 裕 貢 君
旧南部町税務課長	東 山 勉 君	旧南部町町民課長	坂 本 好 孝 君
旧南部町保健福祉課長	佐々木 博 美 君	旧南部町農林商工課長	岩 館 茂 好 君
旧南部町建設課長	堀 内 誠 悦 君	旧南部町市場長	堀 内 富士夫 君
老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
旧南部町学務課長	佐々木 秀 雄 君	旧南部町社会教育課長	工 藤 光 行 君
旧南部町農業委員会事務局長	神 山 不二彦 君	代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は42人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（坂本正紀君） 本日は、本委員会に付託されました議案第101号から議案第110号までの平成17年度南部町各会計歳入歳出決算認定について10件を議題といたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、説明員として旧南部町の担当課長の出席を認めておりますので、ご了承を願います。

代表監査委員の審査意見報告

○委員長（坂本正紀君） それでは、ここで代表監査委員から平成17年度南部町各会計歳入歳出決算審査の意見を求めます。代表監査委員、松本陽一君。

（代表監査委員 松本陽一君 登壇）

○代表監査委員（松本陽一君） おはようございます。それでは、平成17年度南部町の各会計歳入歳出決算審査結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象及び審査の期間、審査の方法は、さきに報告いたしました名川町と同様でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、南部町の決算審査の概要意見を申し上げます。一般会計につきましては、歳入総額21億4,921万7,000円でございます。歳出総額は20億2,017万円でございます。歳入歳出差引額、実質収支額とも1億2,904万7,000円の黒字決算でありました。なお、差引額は、通常次年度に繰り越されるべきものでありますが、名川町と同様に新町の一般会計の雑入に旧町村決算剰余金として計上されるものであります。歳入歳出の状況につきまして

は、皆様のお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

特別会計につきましては、9特別会計歳入総額40億5,852万9,000円でございます。歳出総額は39億5,801万5,000円で、歳入歳出差し引き総額1億51万4,000円であります。年度途中の決算調整であったにもかかわらず、介護老人保健施設特別会計を除く会計が黒字決算となっております。黒字決算となった特別会計の差し引き残額につきましては、名川町と同様にそれぞれの新町の各特別会計において旧町村決算剰余金となります。赤字決算となった介護老人保健施設特別会計につきましては、一般会計から繰りかえ流用を行ってございます。また、一般会計から特別会計への繰入金につきましては、予算現額に対し、未執行のものもございまして、決算時点での総額は2億4,033万円となっております。特別会計の意見につきましては、皆様のお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、審査の結果、審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、かつその計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。なお、名川町と同様に全会計を通して歳入の収入未済額は閉庁後、新町において収入が見込まれるものであり、歳出の不用額の大部分は新町に引き継がれて、支出が見込まれるものであります。

よって、町村合併に伴う年度途中の決算調整ではありましたが、各決算の内容及び予算の執行についても適当、妥当と認められました。

以上で南部町の決算審査の報告を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 代表監査委員の報告が終わりました。

議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第101号、平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について、歳入歳出決算を一括して説明を求めます。旧南部町出納室長。

○旧南部町出納室長（馬場宏君） それでは、平成17年12月31日に閉庁いたしました南部町の平成17年度一般会計歳入歳出決算につきまして、手元に配付してございます資料に基づき、その概

要を説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。歳入合計の欄をごらんください。予算現額でございますが、30億8,805万3,000円、収入済額ですが、21億4,921万7,670円、不納欠損額でございますが、これは所在不明、生活困窮者等の原因で時効の完成等により処理してございます。163万1,952円です。収入未済額です。これは、調定額との比較でございます。9,967万1,056円です。予算現額と収入済額との比較でございます。マイナスの8億8,963万5,330円です。新町に引き継がれ、新町での収入が見込まれます。歳入全体の執行率は、70.7%となっております。

それでは、各款ごとの主なるものについてご説明をいたします。1款の町税です。予算総額に占める比率でございますが、11.4%でございます。予算現額に対する執行率は92.7%。不納欠損額でございます。156万7,152円です。その内訳でございますが、約町民税が71万、固定資産税が83万、軽自動車税が2万7,000円です。また、収入未済額ですが、7,877万7,216円となっておりますが、すべてではございませんが、町民税の特別徴収分が含まれておりますので、これら新町において収入が見込まれます。

9款の地方交付税、まいります。予算総額に占める比率でございますが、44.3%となっております。依然として、交付税に頼っている現状でございます。収入済額執行率は95.3%、残りの執行につきましては、3月交付される特別交付税を見込んでおり、新町において収入が見込まれます。

11款の負担金及び分担金です。収入済額の執行率は76.6%でございます。収入未済額1,079万340円ですが、このうち約930万円は122人の保育所の園児がでございます。それらに係る現年分の保育料が主なるものでございます。年度途中であるため、未済額になっておりますが、新町においての収入が見込まれます。

12款の使用料及び手数料です。収入済額の執行率は81.4%、不納欠損額6万4,800円です。これは、町税の不納欠損に伴い、督促手数料分です。収入未済額ですが、629万1,050円、この主なるものでございますが、その内訳は町営住宅147戸ございまして、その使用料約443万円、また幼稚園児22人に係る幼稚園の使用料44万円でございます。年度途中のため、未済額になっておりますが、新町において収入が見込まれます。

13款の国庫支出金、予算現額に対する収入済額の執行率は47%、また14款の県支出金ですが、収入済みの執行率は21.9%となっております。この執行率の中には、明許繰り越し事業、保育所の建設事業と公共土木災害復旧事業の補助金の収入が含まれております。

15款の財産収入です。予算総額に占める比率1.3%でございます。処分可能な不動産の売り払

いを計上してございました。収入済額の執行率ですが、90.4%となっております。三戸マツダ前443平米、元東森電子跡地1,578平米を処分し、2,700万円の収入済みとなっているためでございます。

17款の繰入金です。特別会計からの繰入金もあります。財源不足のために、基金の取り崩しを見込んでおり、予算総額に占める比率が5.5%、収入済額の執行率は2%となっております。介護保険特別会計からの繰り入れがありました。なお、資金繰り余裕があったため、基金の取り崩しはしなかったため、執行率が低くなっております。

18款の繰越金です。予算総額に占める構成比は4.7%、明許繰り越し分と前年度からの純繰越金です。執行率は100%となっております。

19款の諸収入です。収入未済額381万2,450円、未済額の主なるものは奨学資金貸付金でございます。新町において収入が見込まれます。

20款の町債です。借り入れ可能な額を計上いたしました。予算総額に占める構成比は8.2%となっております。明許繰り越し分、さっき言いましたように保育所、公共土木災害復旧事業の完成に伴い、借り入れを行っております。執行率は、16.3%、残りにつきましては事業完了とともに新町での借り入れすることになります。

次に、歳出を説明いたします。歳出合計欄をごらんください。予算現額でございますが、30億3,885万3,000円です。支出済額ですが、20億2,016万9,404円です。不用額です。10億1,868万3,596円です。これは、新町に引き継ぎされるものでございます。予算現額に対する執行率は66.5%となっております。

2款の総務費、説明いたします。17年度は、合併対策費、閉庁に伴っての費用があったため、構成比が25.2%と高くなっております。支出済額の主なるものでございますが、市町村合併対策費3億176万7,000円ほどを計上し、1,470万、執行済みでございます。また、閉庁事業650万、閉庁式典の費用、町ビデオの作成等を行っております。コミュニティーセンター建設事業、玉掛町内会館に対する補助金2,100万円、財政調整基金5,700万円の積み立て、すべて執行済みとなっております。なお、執行率は51.7%となっております。

3款の民生費ですが、社会福祉身体障害者、高齢者、児童福祉の経費等であります。構成比は23.8%でございます。主なるものでございますが、明許繰り越しの保育所の建設、そしてまた備品購入等、予算現額では1億700万でございました。執行された額は1億と300万、事業完了をしております。老人医療の給付事業でございますが、5,600万、そのうち4,040万は執行済みです。特別会計の繰り出しでございますが、国保会計の繰り出し、これは交付税の算入ルール分がござ

いますので、繰り出すことにしております。6,220万円に対し、5,490万円の執行をしてございます。介護保険特別会計への繰り出しですが、9,250万円に対して6,900万円を繰り出し、よって執行率は79.4%となっております。

4 款の衛生費でございます。健康にして、衛生的な生活環境を保持するための経費として構成比は11.8%でございます。予防費といたしまして、健康診査事業3,000万、執行済みは2,350万円です。環境整備事業、これの主なるものは、ごみの収集委託料等でございます。1,760万円に対して1,140万円の支出済みです。一部事務組合の負担金がございます。三戸環境、じんかい処理等へ1億9,340万円、それに対して1億2,980万円は執行されております。介護老人保健施設特会への繰り出し6,900万円につきましては、予算現額すべて執行されております。執行率につきましては74.1%でございます。

6 款の農林水産業費でございます。農業対策の経費でございまして、構成比は4.5%となっております。農業振興費、果樹、畑作等でございます。予算現額は2,015万3,000円ございました。内容は、雨よけ、ハウス、果樹の棚、スピードスプレーヤーへの補助、暴風網設置補助等でございます。1,380万ほど執行済みとなっております。なお、中山間地域直接事業808万7,000円ございますが、これはすべて新町での支払いが見込まれております。林業振興費でございます。林道の整備がございまして、予算現額2,872万5,000円のうち1,800万ほど執行済みでございます。執行率は69.4%となっております。

7 款の商工費でございます。商工業への振興への経費でございまして、構成比は0.6%でございます。商工業振興対策費として町商工会育成補助金、それから簡易小口資金の裏づけ資金として794万円予算計上し、780万円は執行済みでございます。執行率は90.4%となっております。

8 款の土木費でございます。構成比は3.1%です。道路新設改良、玉掛30号線の改良事業を行っており、予算は766万6,000円でした。すべて執行済みとなっております。また、公共下水道特別会計への繰り出し710万円ですが、640万円の繰り出しとなり、執行率は81%となっております。

9 款の消防費でございます。構成比は3.7%でございます。主なるものにつきましては、八戸広域事務組合消防負担金でございまして9,053万8,000円、そのうち7,100万円は執行されております。非常備消防費でございますが、1,780万円でございますが、約1,380万円ほど執行され、執行率は78.1%でございます。

10 款の教育費でございます。構成比10.4%でございます。ここは、文化財保護事業がございまして1,621万1,000円の予算現額でございますが、これの内容でございますが、委員の報酬、発掘

調査の土地賃貸料、南部氏関連城館整備事業の保存計画書とパンフレットの印刷代、平良ヶ崎城跡地発掘調査の作業員の賃金、それから史跡公有化、土地の購入ですが、それらの経費でございまして1,569万4,000円は執行されております。なお、執行率は77.2%でございます。

11款の災害復旧費でございます。構成比は0.5%、鱒沢川河川災害復旧工事事業等でございます。予算1,620万円に対し、1,300万円の支払い、執行されてございまして、執行率は80.7%でございます。

12款の公債費でございます。構成比は14%でございます。執行率につきましては45.8%、元利償還元金等利子で不用額になっている分につきましては、新町において支払いが見込まれます。

以上、歳入歳出の概要を説明いたしました。これにより、実質収支額でございますが、歳入総額21億4,921万7,670円、歳出総額20億2,016万9,404円、差し引き残高1億2,904万8,266円となりました。一時借入金は行ってはおりません。ただし、介護老人保健施設特別会計へは、会計間の流用をしております。

以上、簡単ですが、その概要を説明いたしました。ご審議の上、認定よろしくお願いを申し上げます、これで終わります。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、一般会計は、歳入一括、歳出一括で質疑を行います。

それでは、一般会計の歳入決算について質疑を許します。

暫時休憩。

（午前10時26分）

○委員長（坂本正紀君） 会議を再開いたします。

（午前10時26分）

○委員長（坂本正紀君） 質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて歳入決算についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出決算について質疑を許します。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ただいま一般会計の歳出のご説明がありました。総務費でございますけれども、8ページ、その中で、合併に関する予算執行についてでございます。合併するに当たりましては、町村合併促進に関する計画とか、策定とか、啓発とか、宣伝、勧奨、あっせん、その他記念事業や事務手続等、規定に従って実施された内容だと思っておりますけれども、その合併に伴う事業はどんなものがあったのか。そして、その費用は幾らか。また、3番目としてその事業の終了したものは何か。また、繰り越しになったものは何かご説明をお願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 旧南部町総務課長。

○旧南部町総務課長（山口裕貢君） お答えいたします。

工藤議員の質問は、17年6月補正分の企画費に計上しました新南部町に伴う準備経費のご質問だと思いますが、決算書の93ページをごらんになってください。旧南部町で支払ったものは、13節の電算システム統合経費見積もり査定業務委託料の105万円ですが、このほかに決算書にはまだ載っておりませんが、電算システム統合事業、これが2億4,300万円、それから総合サービス課設置事業516万円、それから申告支援システム統一導入事業772万5,000円の3事業がありますけれども、これらについては12月末日で工事は完了しております。支払いは、コンピューター等の業務ですので、前の青森市やおととい10日付のデーリー新聞にも載っていましたが、田子町の電算処理操作ミス等によって固定資産税に誤課税が何百件か生じたという記事が出ましたけれども、こういうようなトラブルが発生しないように3カ月間、職員の事務指導を兼ね、引き渡し、さらには新南部町になった1月1日以降、正常にコンピューターが稼働されたのか、業務営業に支障がなかったのかを確認の上、3月末日に支払いをさせていただきます。議員ご指摘の3項目の事業については、新南部町になっての支払いですので、1月から3月分までの決算書に出てきます。9月議会での議案審議となります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 1月から3月までということですがけれども、近隣の市町村でそういう電

算関係のトラブルも発生しておりますけれども、そういうふうな修理とか発生するような状況ではない、しっかりした電算設備ということの状況でしょうか。その辺、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 旧南部町総務課長。

○旧南部町総務課長（山口裕貢君） 今のコンピューターの状態、新南部町においての、今町民税とか固定資産税、税の関係、それから国保税、いろいろ介護税の関係等を含んで、順調にコンピューターが稼働されて、全町民に対して切符等も発行になっている状況です。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 決算の結果、黒字ということで監査の方からもご発言がありましたので、その辺はこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。16番、中居誠君。

○16番（中居誠君） 議案第101号について質問します。

169ページ、7節賃金、訪問指導員賃金について指導目的並びに何名分か。

229ページ、13節委託料、アスベスト委託料、業者名について。

271ページ、17節公有財産購入費、何件で何平米か。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 旧南部町保健福祉課長。

○旧南部町保健福祉課長（佐々木博美君） 決算書の169ページの7節賃金、支出済額72万8,000円についてご説明いたします。

老人保健法に基づく国庫負担等の事業として住民健診初め、健康手帳の交付、健康教育、健康

相談、機能訓練教室、そして訪問指導事業を実施しております。その訪問指導の事業費として賃金を支出したものでございます。臨時職員として看護師1名分、4月から12月分まででございます。なお、12月末には退職しておられます。目的といたしましては、住民健診の事後指導を要する方、要指導対象者と、そして介護保険を利用していない方と、寝たきり引きこもり等、障害者等でございますが、家庭訪問して指導、相談、訓練をするために定期的に、継続的にするために先任者で対応しているところでございます。活動実績としては、訪問実施登録者が33名、訪問件数297件に上っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 旧南部町学務課長。

○旧南部町学務課長（佐々木秀雄君） 決算書229ページ、教育委員会委託料についてご説明いたします。

これは、アスベストの定性定量分析委託料でありまして、公民館、体育館の分析調査を委託業者、エヌエス環境株式会社八戸営業所をお願いしたものであります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 旧南部町社会教育課長。

○旧南部町社会教育課長（工藤光行君） お答えします。

決算書の271ページをごらんください。公有財産購入費でございますが、聖寿寺館の公有財産の購入費でございますが、何件で何平米ということでございますが、畑が2筆4,492平米、それから原野が1筆743平米の合計5,235平米を購入いたしました。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第101号は原案のとおり認定されました。

議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(坂本正紀君) 議案第102号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。旧南部町市場長。

○旧南部町市場長(堀内富士夫君) 議案第102号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について、皆様のお手元にご配付しております資料に基づいてご説明申し上げます。

3ページものになっておりますけれども、まず最初に歳入歳出差引額に関する事項でございますが、決算書においては295ページになります。収入済額22億8,658万1,571円、支出済額22億7,042万1,791円、差引額1,615万9,780円という黒字決算となりました。

続いて、2の歳入に関する事項についてご説明申し上げます。決算書の対応ページは297ページであります。1款1項1目の受託販売収入、1節の現年度分であります。これは、買い受け人からの収入でございます。予算現額が30億でありまして、調定額においては21億158万7,295円、収入済額においては20億7,000万7,654円、徴収率につきましては98.5%、不納欠損額はゼロであります。収入未済額のところでありますが、調定額から収入済額を差し引いたものが収入未済額になりますけれども、3,157万9,641円という収入未済額が発生をしております。これにつきましては、市場の最終開業日が12月29日でありました。4月から12月中までの収入が収入済額とありますので、ここにおいて未済額が発生しましたが、収入未済額は新町において収入が見込まれるものであります。その下に参考数字書いております。4月から12月分の比較でありまして、前年

度、今年度の比較であります。開場日数は205日、1日の減でありました。利用者数につきましては、7万544人、これは延べ利用者数であります。比較においては、444人の減であります。出荷数量につきましては、トン数で申し上げますが、1万4,890トン、比較においては345トンの減であります。出荷の箱数であります。161万2,210箱、比較においては2万6,173箱の減ということでございます。販売額であります。これは出荷者への支払い分でありますけれども、21億159万715円、比較においては7億6,988万3,958円の減であります。この減の主な品目をちょっと申し上げますが、リンゴにおきましては約1億8,000万円の減でありました。続いて、ナガイモであります。2億3,100万円の減でありました。ニンニクにおいては1億1,600万ほどの減でありました。種芋であります。7,000万ほどの減、この4品目におかれまして約6億円の減という結果でございます。

次に、1款1項1目の受託販売収入、2節の過年度分であります。調定額において1,230万6,932円、収入済額が2万円、徴収率が0.2%、収入未済額において1,228万6,932円という未済額が発生しております。これは、仲卸に1人分の買い上げ代金の繰り越しに係っておるものでございまして、平成11年、12年度の売り上げに対する1人分の繰り越しということで、こういう結果が生じております。

1ページの最後のところであります。1款1項1目仲卸売り場使用料、1節の現年度分、決算書においては297ページになりますが、予算現額が304万9,000円、調定額も同じであります。収入済額が226万1,700円、徴収率については74.2%、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額においては78万7,500円、これはマーケット17個分の使用料でございまして、未済額は新町において収入が見込まれるものでございます。

次に、2ページにまいります。1款1項2目の資材倉庫使用料でございます。1節現年度分であります。予算現額、調定額においては666万7,200円、収入済額においては500万400円でありまして、徴収率が75.0%、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額については166万6,800円、これは旧市場の建物分を組合さんの方へ貸しておるのですけれども、それにおける収入未済額がありますが、これについても先ほど申しましたとおり、収入未済額は新町において収入が見込まれるものでございます。

次に、1款1項3目の駐車場使用料、1節の現年度分でありますけれども、調定額において119万700円あります。収入済額においては、87万9,900円、徴収率が73.9%、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額が31万800円、これは構内の駐車場を区切って仲卸あるいは買参人の方に貸しておるのですけれども、その収入未済額が発生しましたが、これについても新町において収

入が見込まれるというものでございます。

次に、1款2項手数料、1目受託販売手数料、1節の現年度分であります。調定額において1億4,677万7,035円、収入済額も同じであります。これは、取扱高の7%の手数料、これは市場の利益になるものでございます。この手数料の7%は条例において、これは定めておるのですが、この根拠となるものは市場法において手数料の上限というのが法律で定められております。果実においては7%、野菜においては8.5%、当市場においては一律7%という手数料を設定しております。平成12年に5%から7%に改定した経過がございます。

次に、2款2項1目の他会計繰入金、1節の一般会計繰入金、これは調定額、収入済額ともゼロでございます。

次に、2款3項1目繰越金であります。調定額、収入済額とも6,003万4,740円という繰越額でございました。この繰越額を7%の手数料で考えてみますと、売り上げが8億5,700万ほどの売り上げに相当する繰越金という結果でございます。

次に、歳出に関する事項をご説明申し上げます。決算書については、305ページであります。1款1項1目の受託販売代金であります。これは出荷者への支払い分ということでございまして、予算現額が30億、当初30億円を売ろうという計画でございました。そして、それに対して支出済額においては21億159万115円、執行率については70.1%でございます。受託販売代金でございます。

2ページの最後のところにまいりますが、1款1項市場管理費の1目市場運営審議会費のところでございますが、予算現額が30万3,000円、支出済額については26万8,749円、執行率が88.7%、不用額で3万4,251円という結果でございます。

3ページに入ります。ここの主な支出額の内容でありますけれども、運営審議会の委員数は20名でございまして、組織会が5月の9日、審議会が11月3日、2回開催してございます。中身的には、報酬が18万6,300円、旅費、費用弁償であります。2,701円、食糧費については7万9,748円を支出しております。

次に、1款1項2目の一般管理費でございます。これは、市場の管理、いわゆる内部管理、営業管理等々、建物管理等々の一般管理でございますが、予算現額においては1億9,446万3,000円でございます。支出済額については1億3,281万343円、執行率につきましては68.3%、不用額については6,165万2,657円、これは新町に引き継ぎ、支出が見込まれるものでございます。主な支出額の内容であります。 (1) でありますけれども、職員、正職員13人配置されております、中での人件費、給料、手当等、それから共済費、それから退職手当組合負担金等々の合計額に

において8,172万2,473円、(2)であります。臨時職員11名雇用しております。荷受けあるいは渉外活動、それから競りの補助員等々の臨時職員が配置されておりますが、その経費につきましては1,216万3,988円という結果であります。(3)であります。屋根の改修費893万7,600円、屋根の雨漏りが生じておりましたので、その改修に充てた経費でございます。(4)の車両購入費1台ですが、142万9,050円、渉外活動、あるいは荷受けなどに使用する車両を購入いたしました。(5)、消費税でございますが、926万5,800円、当市場は売り上げ課税が発生する、消費税が課せられる会計でございますので、926万5,800円、17年度において支出しております。あとのその他管理費においては、1,929万1,432、コンピューター経費だとか、電気、水道等々の建物管理等へ関する管理費でございます。

最後になりますが、公債費に関する事項でございますが、元利償還計画でございます。単位が100万円でございますが、17年度においては7,100万、18年度においては6,100万、19年度5,500万、20年度5,000万、そして21年、22年が3,200万、同額。23年度以降、27年度まで2,500万、同額の返済でございます。平成27年完済となる予定でございます。平成2年、現施設の建物の建設したときの借金でございます。

以上、1、2、3、4について、市場の決算の概要をご説明申し上げます。

○委員長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番(工藤幸子君) 292ページの歳入ですけれども、事業収入の予算現額30億、それから調定額が21億1,389万4,227円、最後の三角はもうその差額でありますけれども、ただ事業勘定の4,386万6,573円にしても次の業務勘定の未済額にしてもこれは新町へ引き継がれると、こういうご説明でございましたが、これは近々に、近い将来収入が見込まれる状況のものか、その辺、ご説明をお願いしたい。

○委員長(坂本正紀君) 旧南部町市場長。

○旧南部町市場長(堀内富士夫君) ただいまの収入未済額の件でございますけれども、今回の決算は一般会計でも同様でございますが、町村合併によりまして17年4月1日から17年12月までの9カ月間の決算をしたわけでありまして、年度途中の決算、いわゆる打ち切り決算ということで

ありますけれども、そこにおいて年度中に起こす調定額というものは事業勘定、業務勘定においても1年間のものを調定額として起こすわけであります。

よって、9カ月間の打ち切り決算することになりましたので、単純に申し上げれば3カ月間というものの空白の部分が収入未済額ということで、結果的にそういう額が発生したわけでありませ

す。いろいろと工藤議員ご心配のところの累積ということでありませ

けれども、296ページ以降をちょっと見ていただきたいのでありますが、事業収入、業務勘定においても歳入の節のところ

に過年度分という節がない場合、またはあっても過年度分のところに、調定額の欄に数値がなければ、前年度以降、いわゆる前年度、16年度以前からの繰り越しがないということでございますから、累積額は今度の決算においては発生しておりませ

ん。もう一度事業勘定のところでの不納欠損額があるわけですが、その中で2節の過年度分の収入未済額が1,228万6,932円計上されております。これは、仲卸人の1人分の平成11年から12年度までの買い上げ代金が繰り越しになっているということございまして、あとにつきましてはすべて新町においての市場会計において収入が見込まれるということございませ

○委員長（坂本正紀君） 12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） お一人の未済額という、そういう状況のものが発生している状況のよう

ですが、今でも今もう経済も低迷しておりますし、もちろん市場もその状態だと思うし、今まで焦げつきといいますが、そういう状態のものが発生しているにしても市場の収入というのは、今までの南部町の財政に非常に貢献してきている長年の状況なわけだとして、今そういう経済が低迷したから、こういう状況が累積が出てということも考えないわけではありませ

んけれども、一生懸命今まで支えてきた市場の仲買人でございますので、例えば焦げつきにしてもその辺は十分考慮して、これからの施策として考え合わせていただければいいのではないかと、こう思っています。今までもほとんど自主財源としては、全体の収支の10分の1の財源しか町民から出てこ

ない中で、たばこ税にしてもこの市場にしても非常に貢献している状況がありますので、どうぞこれからもその辺を考慮しながら決裁するにしても何にするにしてもご配慮いただきたいと、このように思っています。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第102号は原案のとおり認定されました。
ここで暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

.....
○委員長（坂本正紀君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午前11時07分）

.....
議案第103号から議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第103号から議案第110号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第110号までの平成17年度南部町特別会計歳入歳出決算認定につ
いて8件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。最初に、議案第103号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町町民課長。

○旧南部町町民課長（坂本好孝君） それでは、議案第103号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

決算書の322ページをお開きください。総括表に基づいて、歳入からご説明申し上げます。1款1項国民健康保険税でありますけれども、調定額2億9,108万4,870円に対し、収入済額11億7,839万462円で徴収率61.28%となりました。収入未済額1億231万764円につきましては、新町において収入は見込まれるものでございます。また、不納欠損額1,038万1,644円につきましては、税法等に基づく事項、あるいは生活困窮者等のため徴収困難によるものを欠損処分したものでございます。その内訳は、一般被保険者国民健康保険税であります。122件、944万3,226円、それから一般被保険者の介護納付金分でございますが、79件分、82万6,998円、それから退職被保険者等にかかわる国民健康保険税分でございますが、2件の8万4,620円、それから同じく介護納付金につきましては2件の2万6,800円を欠損処分してございます。

それから、3款国庫支出金から6款共同事業交付金までの収入済額につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費と老人保健医療費拠出金交付金の国、県との負担額として収入済額になってございます。

それから、8款繰入金、2項他会計繰入金の一般会計からの繰入金5,409万1,521円ありますが、保険基盤安定分、それから国庫事務費分等として一般会計から繰り入れされたものでございます。

それから次に、歳出の主なものですので、決算書の326ページからご説明いたします。歳出の予算総額は7億6,785万6,000円ありますが、決算額は4億8,425万5,744円で、予算執行率は63.07%となっております。1項総務費ですが、ここは職員2名分の人件費、それからレセプト点検等、臨時職員の賃金、それから県国保連合会負担金等として986万123円の支出済額となっております。

また、2款保険給付費、1項療養所費と2項の高額療養費では、健康の保持を目的として一般被保険者対象者3,173人、それから退職被保険者と対象者291人に係る医療費の給付を行ったものでございます。内訳といたしまして、一般被保険者分でございますが、医療機関での診療費として3月から10月診療分1万6,393件の2億2,374万599円を支出してございます。

それから、柔道整復及び治療用装具代、それから高額医療費につきましては4月から12月まで

の支給決定分といたしまして柔道整復師及び治療用装具は464件の211万9,815円、それから高額医療費につきましては259件の2,313万463円を支出してございます。また、退職被保険者等の対象分につきましては、診療費として3月から10月診療分3,420件の4,456万7,403円、それから柔道整復及び治療用装具代でございますが、56件の33万1,796円、高額医療費66件の430万5,109円の支出をしてございます。

それから、同2款の保険給付費、4項出産育児諸費でございますが、これは国民健康保険加入者につきまして出産祝金として9件の270万円の支出をしてございます。

それから、5項葬祭諸費につきましては、葬祭費として健康保険加入者の方40人ほど亡くなっております。その葬祭費として200万の支出をしてございます。

それから、3款老人保健拠出金でございますが、これにつきましては老人保健医療費及び事務費に係る拠出金として1億1,243万3,552円の支出をしてございます。

それから、4款の介護納付金につきましては40歳から64歳までの方々の介護納付金ということで対象者1,168名に係る介護納付金として4,133万1,929円の支出をしてございます。

それから、5款共同事業拠出金につきましては、高額医療費にかかわる拠出金ということで1,401万1,778円を支出してございます。

以上で歳出の主なものをご説明を終わります。以上で国保会計の決算についてご説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 次に、議案第104号、平成17年度南部町立学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町学務課長。

○旧南部町学務課長（佐々木秀雄君） 議案第104号、南部町立学校給食センター特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

376ページをごらんください。1款1項給食費負担金は、予算現額3,062万2,000円に対して、収入済額は2,153万9,820円で、予算現額との比較では908万2,180円の減額となっております。給食費は、児童、園児は1食270円、生徒、教職員は290円としております。給食日数は、学校ごとの差はありますが、平均で145日、給食数は7万8,652食となっております。

次の378ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。1款1項給食費は、予算現額3,062万3,000円に対して、支出済額は1,884万2,955円で予算現額との比較では1,178万45円の減額となっております。この不用額1,178万45円は、年度中、12月末の決算ですので、新町に

繰り越されてから支出が見込まれるものであります。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 議案第104号の説明が終わりました。

次に、議案第105号、平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町町民課長。

○旧南部町町民課長（坂本好孝君） 議案第105号、平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書の386ページをごらんください。歳入からご説明いたします。歳入総額は、調定額同額の5億3,687万509円となりました。収入未済額はなく、1款1項支払基金交付金から4款繰入金、1項一般会計繰入金までの収入額につきましては、健康保険法で定められる負担割に基づいて、それぞれ負担額となっております。また、歳入総額の予算現計は7億7,771万7,000円に対し、収入済額の額が2億4,702万9,491円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。歳出予算額7億7,771万7,000円に対し、支出済額4億9,769万6,956円で、予算執行率は63.99%となりました。1款1項医療諸費におきましては、老人医療受給者対象者1,036人に係る医療の支払いを行ったものでございます。内訳は、次のとおりでございます。医療機関での診療費でございますが、3月診療分から10月診療分の診療分1万6,383件で4億8,827万9,683円、それから柔道整復につきましては323件の251万8,911円となっております。それから、治療用装具、補装具でございますが、30件の76万6,469円、それから高額医療費につきましては667件の431万6,625円となっております。全体の合計医療費支給額が4億9,588万1,688円となっております。単純に対象者1,036人で割りますと、大体1人当たりの医療費が約47万8,650円ということになってございます。従来老人医療費の本人負担額につきましては、1割負担でありましたけれども、平成14年10月より所得に応じまして2割負担制度が導入され、17年度中は1,036人の対象者のうち31人の方が2割負担をするという対象者になってございます。また、医療諸費の不用額につきましては、新町に繰り越しされ、支出が見込まれるものであります。

以上で平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第105号の説明が終わりました。

次に、議案第106号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） それでは、議案第106号、平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、決算書を説明する前に、平成17年度の施設の状況について若干ご説明申し上げたいと思います。この介護老人保健施設は、平成3年4月から開設されておりまして、目的と運営方針につきましては医学的管理のもとでの介護や機能訓練、それからその他必要な医療と日常生活上のお世話等の介護施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭復帰することで利用者の能力に応じた生活をするための施設でございます。施設の利用対象者は、65歳以上第1号被保険者で、要支援、要介護と認定された方並びに40歳以上65歳未満の第2号被保険者で要支援、要介護と認定された方を対象としております。現在職員数は、医師を含め、臨時職員、それから看護師、介護士等、総勢43名で運営しております。入所定員につきましては、70床で、うち短期定員の上限は10床でございます。通所の定員は15名となっております。昨年の利用状況につきましては4月から12月までですが、長期利用者は利用日数275日、利用者数、延べ数で1万6,797人、1日平均61人となっております。短期利用者につきましては532人、1日平均1.9人、それから通所利用者は利用日数が224日、延べ数で2,655人利用され、1日平均11.9人でございます。なお、前年度に比較しまして長期の利用者は33人減、短期利用者は87人減で、通所利用者は逆に77人増でありました。介護度別の入所状況につきましては、要介護4並びに5の入所割合は62.7%ありまして、入浴等、生活動作においてほぼ全介助を要する方が多い傾向にあります。

それでは、平成17年度の決算書についてご説明いたします。まず、初めに、歳入から説明いたします。402ページ、403ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入の総額でございますが、調定額2億5,852万328円に対しまして、収入済額2億5,805万4,156円で99.8%の収入率でございます。1款サービス収入、1項介護給付費は、施設介護サービス費として国保連レセプト請求分でありまして、調定額に対し、収入済額も同額で1億4,866万1,924円です。この内訳につきましては、長期の利用者1万6,797人で1億2,869万9,780円、86.6%です。短期利用者は532人で504万5,427円、通所利用者は2,655人で1,491万6,717円でございます。なお、納入につきましては、11月分利用者の審査請求分までとなっております。また、10月から介護報酬が改正され、居宅費、食事費が個人負担となっております。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金は利用者の負担金でございます。調定額3,241万9,542円に対し、収入済額は3,195万6,774円です。98.6%の収入率でございます。なお、収入未済額46万2,768円につきましては、合併後に納入される分でございます。負担金の内訳につきましては、長期利用者分が2,911万5,218円、短期利用者分が107万6,808円、通所利用分が176万4,748円でございます。

次に、3款使用料及び手数料、1款使用料でございますが、263万2,264円につきましては公有財産使用料で隣接しております南部病院と共有している施設で、エレベーター等の供用施設9項目分について負担していただいているものでございます。2項手数料につきましては62万2,419円ですが、利用者の利用料、床屋分が主なものでございます。

それから次に、4款繰入金、1項他会計繰入金6,900万円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金は、前年度からの繰越金で509万4,498円です。

6款諸収入、1項諸収入は、雑入の分で8万6,277円でございますが、主に利用料の床屋分の消費税並びに主治医の意見料などでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。404ページ、405ページをごらんいただきます。歳出の総額につきましては、2億6,589万4,432円でございます。1款総務費、1項総務管理費の支出済額は2億3,473万4,629円ですが、内容につきましては一般管理費が1億9,567万8,130円、それから2目の療養費が3,905万6,499円でございます。一般管理費の歳出の主なものにつきましては、施設長の報酬、一般職の給料、職員手当等、共済費、退職組合負担金等の給与に関する経費1億4,472万7,129円、それに臨時職員の賃金が1,907万1,766円、施設管理に伴う需要費617万3,462円、それから役務費が138万7,998円、委託料における清掃、給湯業務等が1,105万5,508円、それから14節の使用料及び賃借料における供用施設の使用料等が1,213万752円などでございます。

次に、療養費における歳出の主なものにつきましては、需用費における介護におけるおむつ代や医薬品等で1,226万783円、それから13節の委託料における給食業務の委託料等が2,469万3,608円、それに寝具の賃貸料等を含めた使用料が210万2,108円が主なものでございます。

次に、2款公債費につきましては、平成3年に施設建設のため借り入れし、平成32年度まで償還することになっている償還金で、上期分の支払いとして元金が1,102万5,148円、利子は2,013万4,655円、合わせて3,115万9,803円でございます。歳入歳出差し引き不足額784万276円出ておりますが、介護給付費12月分審査分が合併後に納入されたため不足額が生じたことによりまして、一般会計繰りかえ流用金として処理してございます。

以上で歳入歳出の決算説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本正紀君） 議案第106号の説明が終わりました。

次に、議案第107号、平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町保健福祉課長。

○旧南部町保健福祉課長（佐々木博美君） 議案第107号、平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

別冊の決算書430ページからになります。この簡易水道事業は、二又地区の21戸81人に給水しているもので、約3キロメートル離れた米内地区の山中のわき水を水源地として引いてきております。今回の決算は、平成17年度4月から12月までの決算となっております。

それでは、歳入からご説明いたします。水道使用料の収入済額は33万600円で、4月から12月までの9カ月分の納付された料金収入でございます。収入未済額がゼロ円で、収納率は100%、滞納繰り越し等はなしということで運営、維持されてきております。繰入金の収入済額は63万円、これは一般会計からの繰り入れでございますが、例年に比べまして水道メーターの取りかえ工事費用が上乘せされております。予算現額の全額を繰り入れしております。繰越金の収入済額は10万5,794円となっております。これは、前年度会計の残額が繰り越しされておるものでございます。歳入合計の予算現額は118万6,000円で、調定額、収入済額ともに同額106万6,394円となっております。

次に、歳出については、施設の維持管理費としてポンプ室の電気料2万4,999円、月々の水質検査の委託料が4月から11月までの8カ月分で57万9,285円、工事請負費は水道メーターの取りかえ工事費用、前年度の残り分でございますが、9カ所分13万7,500円、歳出合計では予算現額の118万6,000円に対して、支出済額が74万1,784円となりました。不用額は44万4,216円で、予算現額に対する執行率は62.5%となっておりますが、新町に繰り越されて、支出が見込まれるものであります。歳入歳出差し引き残額については、収入済額106万6,394円に対して、支出済額74万1,784円で、差し引き残額32万4,610円となりました。この差し引き残額は、新町簡易水道事業特別会計予算に収入として引き継がれるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第107号の説明が終わりました。

次に、議案第108号、平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町保健福祉課長。

○旧南部町保健福祉課長（佐々木博美君） 議案第108号、平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、その概要をご説明申し上げます。

決算書では、442ページからになります。旧南部町介護保険事業における加入者の状況は、12月末現在人口6,011人、うち65歳以上の1号被保険者数1,707人、町民の3.5人に1人が65歳以上の高齢者でございます。給付対象者となる要介護認定者は、要支援が33人、要介護1から5までが281人、合わせて314人と。うち40歳から64歳までの2号被保険者が5人含まれておりますが、65歳以上の高齢者のうちおよそ5.5人に1人が介護認定を受けているということになります。本特別会計の決算は、平成17年度4月から12月までの決算となっております。

歳入の主なものからご説明いたします。1款保険料では、予算における構成比率は14.3%となっており、調定額は8,956万6,480円、収入済額は5,325万500円となりました。これは、65歳以上の方が納めております介護保険料でございます。また、収入未済額の3,631万5,980円については、納期の未到来分が主なものでございます。

3款国庫支出金は、予算の構成比率で24.7%となっており、調定額、収入済額とも1億1,178万4,000円となりました。これが介護給付費に対して国が負担すべき負担金、補助金であります。

4款支払基金交付金は、予算構成比率では29.5%となっており、調定額、収入済額とも1億3,153万1,959円となりました。これは、40歳以上の方が納めた介護保険料がプールされております支払基金からの給付に応じて交付されたものでございます。

5款県支出金は、予算構成比率では13.2%となっており、調定額、収入済額とも5,011万1,424円となりました。これは、介護給付費に対しての県が負担すべき負担金補助であります。

7款繰入金は、予算構成比率で14.7%となっており、調定、収入済額とも6,897万2,000円となりました。これは、介護保険事業に対する町の負担分でございます。一般会計から繰り入れしたものでございますが、内訳は給付費繰入金5,440万1,000円、人件費相当分807万6,000円と、事務費繰入金649万5,000円となっております。

8款繰越金は、予算構成比率では3.6%となっておりますが、調定、収入済額とも2,287万3,155円となりました。前年度からの繰越金でございます。歳入合計においては、予算現額が6億2,996万円で調定額が4億7,485万3,118円に対して、収入済額が4億3,853万7,138円となりました。収入未済額の3,631万5,980円と、予算現額に対する増減におきます1億9,142万2,860円の減について

は、新町に引き継がれて、収入が見込まれるものでございます。

一方、歳出につきましては、1款総務管理費として人件費、介護認定審査会負担金、計画策定委員会費など、支出済みが1,203万9,228円となり、不用額が838万7,772円となりました。

2款保険給付費は、歳出予算に対する構成比では94.4と大半を占めておりますが、支出済額で3億8,053万5,768円となり、不用額で2億1,394万5,232円となっております。予算現額に対する執行率は64%となりました。給付費の内訳は、支援サービス等諸費が1,009万8,495円、在宅サービス1億5,321万8,571円、施設サービス2億1,464万3,432円、高額介護サービス217万665円、審査支払手数料40万4,605円となっております。

3款財政安定化基金拠出金については、基金への支払い負担金52万658円と借入金の償還金490万3,131円の合わせて542万3,789円となりました。

6款諸支出金については、一般会計の繰越金ですが、前年度の給付者確定をもって町の負担分を精算し、返還したものでございます。332万7,810円となりました。歳出合計においては、予算現額6億2,996万円に対して、支出済み4億133万6,975円となり、不用額は2億2,862万3,025円となりましたが、新町に引き継がれて支出が見込まれるものでございます。歳入歳出差し引き残額につきましては、収入済額4億3,853万7,138円に対して、支出済額4億133万6,975円で差し引き残額3,720万163円となり、新町介護保険特別会計予算において収入として引き継がれるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第108号の説明が終わりました。

次に、議案第109号、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町総務課長。

○旧南部町総務課長（山口裕貢君） 議案第109号、平成17年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

事項別明細書で説明いたします。492ページをごらんください。事項別明細書の歳入ですが、1款ポートピア交付金、1目環境整備協力費、調定額、収入済額とも892万982円となっております。これは、ポートピア特別会計の収入は、四半期ごとの収入です。今回の決算は、町村合併に伴い、4月から12月までの9カ月間の決算となっております。4月分から6月分、7月から9月分の2回の船券売り上げの1%の収入が環境整備協力費として892万902円の収入となったもので

す。なお、参考までに10月分から12月分、1月分から3月分までの2回分の船券の売り上げ1%は、同じく環境整備費として796万7,468円、新町に入金になってございます。旧南部町分と新南部町分を合わせますと、17年度の環境整備協力費は1,688万8,450円の入金となっております。

次の2款繰越金ですが、収入済額は、前年度繰越金697万8,023円、次のページをめくってください。歳入合計額の収入済額、調定額、収入済額とも1,589万9,005円となっております。

次の496ページの歳出ですが、1款総務費、1目の一般管理費、支出済額が1,312万4,523円です。支出の内訳は、1節の旅費、支出済額ですが、75万8,340円、これは議員皆さんの研修を実施したものでございます。それから、10節19万8,445円、町長交際費、それから11節の支出済額100万円につきましては、沖通保育所を門前町内会館として利用するために、保育所のトイレを小、子供用から大人用への改修と、また男女別のさく等を設置した工事費に100万円使用したものです。それから、13節委託料22万500円、それと一つ飛んで17節の公有財産購入費14万2,538円は沖田面62号線、これは沖中の一番館の温泉に行く途中の十字路の件でございまして、道路改良工事測量設計委託料と用地買収を行ったものです。そして、14節の使用料及び賃借料4万9,700円については、有料道路使用料と駐車料金等でございます。

次のページですが、19節負担金補助及び交付金、支出済額ですが、1,075万5,000円は南部町児童国内派遣事業補助金として50万円、これは今回山梨県の南部町の児童との交流をしたものでございます。山梨県の方から児童30名、引率者5名を迎えての交流会でした。そして、生徒海外派遣事業補助金915万5,000円は、カナダ国バンクーバーへ生徒37名、引率者5名、47名の8割助成をしたものでございます。そして、ポートピアなんぶ運営協議会負担金として10万円と、早稲田共同墓地土どめ工事業補助金100万円はブロック工34平米、コンクリート板擁壁工13.4メートル、ガードパイプ18メートル、それから階段工一式の工事に補助したものでございます。歳出合計の支出済額が1,312万4,523円となっております。前の490ページに戻っていただきたいと思いますが、歳入歳出差し引き残額277万4,482円は、新町への繰り越しとなります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第109号の説明が終わりました。

次に、議案第110号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧南部町建設課長。

○旧南部町建設課長（堀内誠悦君） 議案第110号、平成17年度南部町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

公共下水道事業特別会計は、町民の生活環境の向上と河川などの公共用水域の水質保全を図ることなどを目的に下水道事業を実施するため、平成17年度に初めて設けられた特別会計です。

502ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。予算現額は、国庫補助金2,000万、県補助金100万円、繰入金710万、町債1,800万円の合計4,610万円ですが、収入済額は歳入予算の14.07%に当たる一般会計からの繰入金648万6,000円のみでございます。

511ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。支出済額で説明いたします。11節の需用費99万7,616円、12節の役務費29万9,939円、19節の負担金補助及び交付金の1万6,000円、いずれも一般管理事務費の所要額として支出したものでございます。17節の公有財産購入費の438万5,300円についてご説明いたします。下水処理場の建設などを目的に個人1名と三戸地区環境整備事務組合から合わせて10筆、5,430平方メートルの用地を取得したものでございます。場所は、現在の南部庁舎から老健なんぶの方向に向かいまして500メートルほど離れた祭場地区でございます。歳出合計額は569万8,855円で、予算に対する執行率は12.36%でございます。

次に、13節の委託料について、若干説明しておきます。委託料3,740万円の予算についてですが、予算執行はされておきませんが、平成17年10月17日に5社による入札を総務課から実施していただきました。入札の結果、日本理水設計株式会社青森事務所に管渠の基本設計などを委託してございます。委託期間でございますが、平成18年3月15日までの期間でお願いしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第110号の説明が終わりました。

以上で議案第103号から議案第110号までの説明を終わります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第110号は原案のとおり認定されました。

.....

散会の宣告

○委員長（坂本正紀君） 以上で本日の決算特別委員会を終了いたします。

なお、6月13日は、午前10時から引き続き委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時59分）

南部町議会決算特別委員会会議録（第3号）

平成18年6月13日（火）

出席委員（42名）

1番	河門前 正彦君	2番	高橋 隆博君
3番	川守田 倉松君	4番	沖田 豊治君
5番	川井 健雄君	6番	西塚 英夫君
7番	中村 善一君	8番	佐々木 勝見君
9番	庭田 豊茂君	10番	夏坂 清蔵君
11番	長根 和夫君	12番	工藤 幸子君
13番	四戸 清君	14番	内村 貞子君
15番	工藤 和夫君	16番	中居 誠君
17番	佐々木 幹夫君	18番	馬場 又彦君
19番	日向端 猛君	20番	立花 寛子君
22番	大久保 俊和君	23番	工藤 光幸君
24番	滝田 米作君	25番	川守田 稔君
26番	佐々木 金嘉君	27番	工藤 久夫君
28番	坂本 正紀君	29番	馬場 忠靖君
30番	河端 幸蔵君	31番	相田 耕作君
32番	山口 博个君	33番	沼畑 繁君
34番	小笠原 義弘君	35番	佐々木 元作君
36番	伊達 一夫君	37番	金沢 和夫君
38番	小田原 長一君	39番	東 寿一君
40番	宮野 正君	41番	西塚 芳弥君
42番	野田 清八君	43番	佐々木 由治君

欠席委員（1名）

21番 沖田 周藏君

説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	助役	赤石武城君
収入役兼掌助役	馬場宏君	旧福地村出納室長	佐々木利恵君
旧福地村総務課長	川井和男君	旧福地村企画振興課長	大久保均君
旧福地村税務課長	八木田良吉君	旧福地村住民課長	坂本與志美君
旧福地村保健福祉課長	坂本勝二君	旧福地村農林建設課長	福田修君
福地保育園長	玉川勇君	教育長	角濱清輝君
旧福地村教育課長	庭田卓夫君	旧福地村給食センター所長	工藤信一君
旧福地村議会事務局長	後村森夫君	旧福地村農業委員会事務局長	坂本勝君
代表監査委員	松本陽一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中野雅司	主幹	板垣悦子
主査	岩間孝幸		

開議の宣告

○委員長（坂本正紀君） ただいまの出席委員数は42人でございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

○委員長（坂本正紀君） 本日は、本委員会に付託されました議案第111号から議案第120号までの平成17年度福地村各会計歳入歳出決算認定について10件を議題といたします。

議事の進行につきましては、各位のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、説明員として旧福地村の担当課長の出席を認めておりますので、ご了承を願います。

代表監査委員の審査意見報告

○委員長（坂本正紀君） それでは、ここで代表監査委員から平成17年度福地村各会計歳入歳出決算審査の意見を求めます。松本陽一君。

（代表監査委員 松本陽一君 登壇）

○代表監査委員（松本陽一君） おはようございます。それでは、これよりご説明を申し上げます。

平成17年度福地村各会計歳入歳出決算審査結果をご報告申し上げます。決算審査の対象及び審査の期間、審査の方法は、さきに報告いたしました名川町及び南部町と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、本日の決算特別委員会の審査に当たり、福地村の決算審査の概要意見を申し上げます。一般会計につきましては、歳入総額23億3,498万4,000円でございます。歳出総額は19億6,712万円で歳入歳出差引額、実質収支額とも3億6,786万4,000円の黒字決算でございます。なお、差引額は、通常次年度に繰り越されるべきものでありますが、名川町及び南部町と同様に新町の一般

会計の雑入に旧町村決算剰余金として計上されるものであります。歳入歳出の状況につきましては、皆様のお手元に配付しております意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

特別会計につきましては、9特別会計の歳入総額13億2,993万円、歳出総額15億7,319万8,000円でございます。歳入歳出差し引き総額マイナスの2億4,326万8,000円であり、年度途中の決算調整のため一部の特別会計を除いて赤字決算となっております。赤字決算となった特別会計につきましては、一般会計から繰りかえ流用を行っております。黒字決算となった特別会計の差し引き残額につきましては、名川町及び南部町と同様にそれぞれの新町の各特別会計において旧町村決算剰余金となります。また、一般会計から特別会計への繰入金につきましては、予算現額に対して未執行のものもありますが、決算時点での総額は1億388万3,000円となっております。各特別会計の意見につきましては、皆様の、これもお手元に配付しておりますので、その意見書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、審査の結果、審査に付された決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、かつその計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認められました。なお、名川町及び南部町と同様に全会計を通して歳入の収入未済額は閉庁後、新町において収入が見込まれるものであり、歳出の不用額の大部分は新町に引き継がれて、支出が見込まれるものであります。

よって、町村合併に伴う年度途中の決算調整でありましたが、各決算の内容及び予算の執行についても適当、妥当と認められました。

以上で福地村の決算審査の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（坂本正紀君） 代表監査委員の報告が終わりました。

.....

議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） 議案第111号、平成17年度福地村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。本案について、歳入歳出決算を一括して説明を求めます。旧福地村出納室長。

○旧福地村出納室長（佐々木利恵君） それでは、平成17年度福地村一般会計歳入歳出決算につ

きまして、お手元にご配付いたしました資料に基づきまして、その概要をご説明申し上げます。

最初に、歳入の表の区分ですが、横の列が款、予算現額、参考までに歳入合計に占める各款の構成比率を示しております。続いて、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較、そして予算現額に対する収入済額の割合を執行率であらわしております。

次に、縦の行が各款の項目になっております。なお、歳出につきましてもほぼ同様の表示としております。

それでは、1、歳入からご説明申し上げます。まず、最後の行の歳入合計欄ですが、予算現額32億8,131万3,750円、調定額24億4,203万8,368円に対し、収入済額23億3,498万3,807円、不納欠損額510万2,683円、収入未済額1億195万1,878円、予算現額と収入済額との比較9億4,632万9,943円は新町に引き継がれるものです。歳入全体の執行率は、71.2%となっております。

次に、各款の主なものをご説明いたします。まず、1款村税ですが、予算現額4億9,685万3,000円、調定額5億5,413万6,285円に対し、収入済額4億6,265万854円、不納欠損額510万2,683円、収入未済額8,638万2,748円であります。執行率93.1%となっております。不納欠損額の内訳ですが、村民税114件の164万1,839円、固定資産税220件の344万1,444円、軽自動車税6件の1万9,400円となっております。

次に、9款地方交付税ですが、予算現額12億5,531万1,000円に対し、収入済額11億7,583万5,000円であります。執行率93.7%となっております。

次に、11款分担金及び負担金ですが、予算現額2,714万9,000円に対し、収入済額1,941万7,250円、収入未済額1,018万5,970円で、これは保育料保護者負担金が主なものです。執行率71.5%となっております。

次に、12款使用料及び手数料ですが、予算現額4,710万2,000円に対し、収入済額3,092万2,068円、収入未済額506万3,400円で、これは住宅使用料が主なものです。執行率65.6%となっております。

次に、13款国庫支出金ですが、予算現額2億2,388万9,000円に対し、収入済額5,086万3,212円あります。執行率22.7%となっております。

次に、14款県支出金ですが、予算現額1億2,824万4,000円に対し、収入済額3,375万5,622円あります。執行率26.3%となっております。なお、13款、14款とも執行率が20%台と極端に低くなっておりますが、補助事業等の未確定によるものです。

次に、17款繰入金ですが、予算現額4億961万2,000円に対し、収入済額3億5,619万2,000円あります。執行率87%となっております。内訳として減債基金から3億5,452万7,000円、共同墓地公園特別会計から19万円、住宅用地造成事業特別会計から147万5,000円を繰り入れしたもので

す。

次に、20款村債ですが、予算現額3億7,860万円に対し、収入済額1,320万円であります。執行率3.5%となっております。収入済みは、道路及び公園施設の災害復旧債となっております。なお、村債についても13款、14款同様、事業未確定により執行率が極端に低くなっております。

続きまして、2ページをお開きください。2、歳出です。まず、最後の行の歳出合計欄ですが、予算現額32億8,131万3,750円に対し、支出済額19億6,712万156円、不用額13億1,419万3,594円、歳出全体の執行率は59.9%となっております。不用額につきましては、新町に引き継がれるものです。

次に、各款ごとの主なものについてご説明いたします。まず、1款議会費ですが、予算現額7,489万6,000円に対し、支出済額6,033万5,060円、不用額1,456万940円、執行率80.6%となっております。

次に、2款総務費ですが、予算現額6億4,528万9,750円に対し、支出済額3億8,757万1,330円、不用額2億5,771万8,420円、執行率60.1%となっております。不用額の主なものは、合併準備費1億3,275万円であります。

次に、3款民生費ですが、予算現額5億9,511万7,000円に対し、支出済額3億6,060万8,951円、不用額2億3,450万8,049円、執行率60.6%となっております。不用額の主なものは、国保、介護、老人の特別会計の繰出金であります。

次に、4款衛生費ですが、予算現額2億7,341万2,000円に対し、支出済額1億6,081万5,807円、不用額1億1,259万6,193円、執行率58.8%となっております。不用額の主なものは、じんかい処理費の負担金、上水道費の出資金であります。

次に、6款農林水産業費ですが、予算現額2億7,795万2,000円に対し、支出済額1億1,793万4,303円、不用額1億6,001万7,197円、執行率42.4%となっております。不用額の主なものは、農村振興総合整備事業費の負担金、農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

次に、8款土木費ですが、予算現額3億7,662万9,000円に対し、支出済額1億9,415万4,435円、不用額1億8,247万4,565円、執行率51.6%となっております。不用額の主なものは、道路新設改良費及び住宅建設費の工事請負費であります。

次に、10款教育費ですが、予算現額3億7,140万4,000円に対し、支出済額2億5,750万3,884円、不用額1億1,390万116円、執行率69.3%となっております。不用額の主なものは、学校給食特別会計への繰出金、小中学校の学校管理費であります。

次に、11款災害復旧費ですが、予算現額5,180万円に対し、支出済額4,715万7,475円、不用額

464万2,525円、執行率91.0%となっております。支出済額は、苫米地橋及びふれあい公園の災害復旧工事費となっております。

次に、12款公債費ですが、予算現額 4 億8,219万3,000円に対し、支出済額 2 億7,924万9,858円、不用額 2 億294万3,142円、執行率57.9%となっております。不用額は、起債の償還元金及び利子で主に18年3月の償還分であります。

以上によりまして、一般会計の実質収支額は、歳入総額23億3,498万3,807円、歳出総額19億6,712万156円、歳入歳出差引額 3 億6,786万3,651円となりました。

続きまして、3ページをお開きください。平成17年度福地村歳入歳出決算総覧であります。最後の行の合計欄ですが、収入済額36億6,491万4,872円、支出済額32億4,032万2,899円、歳入歳出差引額 1 億2,459万1,973円となりました。これは、実質新町へ繰り越されるものであります。なお、歳入歳出差引額が六つの特別会計合計で 2 億4,479万8,478円の赤字となっておりますが、これは税收、国、県補助金、地方債などの歳入が17年12月末まで未収入であることが要因であります。平成17年度の新町におきまして収入となる見込みであります。また、この支払いについては、一般会計から各特別会計に繰りかえ運用の手当てを行っているものです。

最後に、一般会計の財産に関する調べは、決算書の118ページから121ページに、基金全体の運用状況につきましては決算書の262ページから263ページに掲載してございます。

以上、簡単であります。平成17年度福地村一般会計歳入歳出決算書の概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、一般会計は、歳入一括、歳出一括で質疑を行います。

それでは、一般会計の歳入決算について質疑を許します。質疑ございませんか。

ここで休憩いたします。

（午前10時21分）

○委員長（坂本正紀君） 会議を開きます。

（午前10時23分）

○委員長（坂本正紀君） これより質疑に入ります。

なお、一般会計は、歳入歳出一括で質疑を行います。

それでは、質疑を許します。27番、工藤久夫君。

○27番（工藤久夫君） 私は、旧福地の一般会計の歳入歳出でおおむね予算500万以上の支出を伴う公共工事、物品購入について事業計画の立案策定の経過とか、入札の場合の指名業者の選定の基準、あるいは入札の結果、わかる範囲の資料を出してほしいと。予定価格とか、落札価格とか、落札率等も含めてということで質問していたわけですがけれども、まずそれでとりあえず行政報告書というのをいただいているのですけれども、ここの2ページに一つは、ごめんなさい。2ページです。2ページの数字からいけば、バーデハウスふくち改修工事とございますね。このバーデハウスふくちの改修工事が一千五百四十四、五万かかっているのですけれども、まずここから伺いたいと思うのですけれども、バーデハウスも大体オープンしてから今年の秋になれば満14年になりますので、いろいろぐあいが悪い部分が出てきてもやむを得ない部分があるのですけれども、大体修繕費というのですか、改修費用というのが今後もうこれぐらいずつ必要になるかどうか。最低でも年間これぐらいは維持費というか、改修費用を見なければならぬというのがもしわかったらその辺を教えてください。

それから、こっこの決算書の中で、歳入の27ページ、26ページというのかな、不動産売払収入というのが5,676万あります。これが歳出の方からいきますと、住宅用地の造成事業の関係で、これは支出が旧福田の小沢田の3,667万という工事費と法師岡地区の2,780万、トータルで6,447万という住宅用地の造成に支出が計上されております。6,447万の費用に対して現時点での売り上げが5,676万、これはトータル22区画のずれたのが14区画ということですから、まだ3分の1ぐらい残っていますから、全部売ればいいわけですがけれども、これは工事費だけの費用なのか、パンフレットつくったり測量したり、規格とか、いろんなそういう直接の工事以外の費用も含めてのあれだったのか、その辺等、こういうのは私も何回も議会のとき言っているのですけれども、費用対効果というのですか、費用をかけた分以上の効果があることはやりなさいよということで、たしかこの議案のときに、先に工事する前に売れるか売れないか、売ってみて、契約できそうだったら工事したらいいのではないかというようなことも言ったわけですがけれども、結果としてはやっぱり3分の1売れていない。だから、5,600万金つかむために6,400万出しているとすれば、何のために事業をしたかわからないところがあると。その後、これは売れているのか、売れていないのか、その辺説明していただきたい。

それから、この厚い決算書の中で121ページに基金の残高載っていますこれは、年度末の残高

として9億ぐらい載っているのですけれども、年度末なのか12月末なのか、ここをまずとりあえず説明をお願いします。

○委員長（坂本正紀君） 旧福地村総務課長。

○旧福地村総務課長（川井和男君） それでは、工藤議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、26ページの財産売払収入の2目の不動産売払収入のことをございましょうか。これは、1,000円単位ではなくて円単位でございますので、これは例の北山のサーキット場の普通財産を売り上げたものでございますので、住宅用地とはまた別でございますので。住宅用地の部分につきましては、その会計のところでのものになるかと思いますが。

以上で終わります。

もう一つ、済みません。それから、基金の件でございますが、262ページにつきましては、これは平成17年12月末現在でとらえてございます。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 旧福地村企画振興課長。

○旧福地村企画振興課長（大久保均君） バーデハウスの改修工事につきましてお答えいたします。

これにつきましては、16年に宮城県沖地震がありまして、プールゾーンの天井が落下したということで国の方から調査等が入りまして、福地村にありますバーデハウスふくちの耐震を含めました空調工事等を実施しております。その結果、バーデゾーンのプールがつり天井になっておりまして、さびと腐食が見受けられると、改修が必要であるというふうな結論になっております。その改修費が約4,000万ぐらいかかるだろうと言われております。ただ、詳細な設計等はしておりませんので、もしも実施するとなるとこれからの詳細なる設計等が必要であると思っております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） 27番、工藤久夫君。

○27番(工藤久夫君) そうすれば、バーデの件は、大きく費用がかかるのは今のようであれで、あとはそんなにないという解釈でいいのですかね。

○委員長(坂本正紀君) 旧福地村企画課長。

○旧福地村企画振興課長(大久保均君) 大きな、やはり今工藤議員さんが言われましたように、バーデゾーンの天井だと思います。ただ、ほかに機械類がもう14年ぐらいたっておりますので、その辺の機械がどのくらい腐食等か、機械がどのくらいあと延命できるかというのは、まだそこまでは詳しく調査しておりませんので、今までどおりある程度の修理代はかかっていくものと推測しております。

以上です。

○委員長(坂本正紀君) ほかに質疑ありませんか。27番、工藤久夫君。

○27番(工藤久夫君) あと、今入札の結果のあれを見ていますと、落札率ですか、何回も私も議会で言っていることですがけれども、八戸でオープンな入札やってから大体落札率というのが75から85の間に行ったり来たりしているのが一般的みたいで、逆に言うとそういうふうな落札率が下がれば、役所は、発注した方がお金が余って楽な部分と設計から施工の管理する方は一応大変だというような意見もあるし、八戸のあれを聞いていますと、このままだともう廃業しなければためだと、飯食えないということで大分困っているということもいろいろ一長一短あってわかるのですけれども、前から言っていることですがけれども、これからは透明性が1歩でも2歩でも高まっていくような発注をしないとだめだと思うのです。ですから、そのためにも、きょうでなくてもいいのですけれども、これは私もインターネットでこれをちょっと調べて引っ張り出してみたのですけれども、入札の結果見ても大体同じメンバーの会社が入札やって、落札というか、札入った金額を見れば、いかにもたこにもこれは談合したと思われてもしようがないような数字が入っている。ですから、季下に冠を整さずという言葉ありますよね。スモモの木の下でスモモ盗んだような疑い持たれるような行動はするなということです。それを何回も言っているのですけれども、この結果を見れば、適正なお金の使われ方をしたかというとしたとはとても思えない。ですから、これは今後新町でも必要なことだと思うのですが、いかに今よりも透明性を高めた発注をするかと。それが住民の納得とか満足につながることだと思うのですけれども、そのために

はやっぱり今までとはこういうふうに変えますよ、ああいうふうに変えますよというような悪い点は直していかなければならないと思うのですけれども、その辺二、三聞きたいのは、今後のためにも個々の入札の結果、一覧表みたいな落札の業者の名前とか、金額入ったの、あしたでも資料を出した方がいいのではないかという点が一つ。

それから、うちの去年のこういう土木の発注の測量設計見ていると、一部の偏った業者が9割方やっているのではないですか。この辺の透明性がいかななものか。測量した発注のリスト、全部出してほしい。よく今官製談合と言われていています。例えば防衛庁でもこの間あったのですけれども、ここから天下りというのではないのでしょうかけれども、一般的に言われることはこういう測量設計でも土木の発注でも設計なんか特にそうだったのですけれども、業者の中でよく言うのはまんがっこをかくの協力させてもらっていましたから、うちがもらいますよと言うと、暗黙の了解でそこが仕事をもらう。積算をちょっと手伝いさせてもらいましたと言うと、その業者がもらう。それが当たり前な部分が今までであったと思うのです。そういう部分をこれからは今までより1歩でも2歩でも透明性高めないと、住民からの信頼は得られないだろうと。だから、測量の関係、去年1年間やったやつを全部どこの業者に何ぼで頼んだか、あと入札はどうだったかというのもあしたでもいいですから、資料を上げてほしいなど、そう思っています。その辺、担当から簡潔でいいです。直すべき点があると思うのか、ないと思うのか、それをお答え願います。

○委員長（坂本正紀君） 旧福地村企画振興課長。

○旧福地村企画振興課長（大久保均君） 入札に関して、今質問がありましたけれども、指名競争入札で透明性を高めるためには、やはり業者数を多くするとか、そういうことは必要になってくるだろうと思います。これは、新町の方で、担当課の方でこれからいろいろと検討していくものと思われまますので、よろしく願いいたします。

それと、測量設計につきましては、今資料、調査中であるそうですので、あしたには提出できるということを聞いております。

以上です。

○委員長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第111号は原案のとおり認定されました。

議案第112号から議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、議案第112号から議案第120号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号から議案第120号までの平成17年度福地村特別会計歳入歳出決算認定につ
いて9件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。最初に、議案第112号、平成17年度福地村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定について説明を求めます。旧福地村住民課長。

○旧福地村住民課長（坂本與志美君） 平成17年度福地村国民健康保険特別会計歳入歳出決算に
ついてご説明申し上げます。

決算書の124、125ページをお開きください。まず、歳入であります。1款国民健康保険税に
つきましては収入済額が1億8,317万6,999円で調定額に対して69.2%の徴収率となっております。
なお、同年度同期の徴収率は68.5%で0.7ポイントの増となっております。不納欠損額は36件で

416万3,374円となっております。収入未済額は7,743万9,631円で、前年度同期に比較し、約690万円の減となっております。国民健康保険税のうち一般被保険者分の徴収率は65.0%、退職被保険者分の徴収率は95.0%、滞納繰り越し分の全体の徴収率は10.2%となっております。

2款使用料及び手数料から10款諸収入までを合わせた収入済額は2億7,070万7,364円で、収入未済額はゼロとなっております。

次に、126、127ページをお開き願います。下段の歳入合計額ですが、収入済額は4億5,388万4,363円となっております。

128、129ページをお開き願います。次に、歳出であります。1款総務費から10款予備費までは事務経費を含め、保険給付費について4月から12月までの所要額を支出しております。

130、131ページをお開き願います。下段の歳出合計欄ですが、支出済額は4億7,941万606円で、執行率は78.6%となっております。

以上による歳入歳出差し引き残額は2,552万6,243円の赤字となっておりますが、この額は一般会計から繰りかえ流用を行い、支払いに支障が生じないように処理しております。また、この額は、新町に引き継がれ、新町の平成17年度決算において赤字の解消が図られる見込みであります。

最後に、国保の加入世帯数と被保険者数について申し上げます。平成17年12月末現在の加入世帯数は1,333世帯で、前年対比21世帯、1.6%の増となっております。被保険者数は3,002人で、前年対比21人、0.7%の増となっております。この内訳として、一般被保険者が1,898人で、前年対比17人、0.8%の減、老人被保険者638人で、前年対比16人、2.4%の減、退職被保険者が466人で前年対比54人、13.1%の増、介護分が1,059人で前年対比2人、0.2%の増となっております。

以上、簡単ではありますが、説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本正紀君） 議案第112号の説明が終わりました。

次に、議案第113号、平成17年度福地村大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村総務課長。

○旧福地村総務課長（川井和男君） それでは、平成17年度福地村大平財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

154ページをお開き願います。まず、歳入であります。収入済額は合計で88万6,470円となっており、これは2款繰越金で平成16年度から繰り越されたものであります。なお、収入未済額はゼロとなっております。

156ページをお開き願います。次に、歳出であります、支出済額は合計で32万4,021円となっており、これは1款の管理会費17万7,872円、及び2款の農林水産業費14万6,149円であります。

以上による歳入歳出差し引き残額は56万2,449円の黒字となり、これは新町に引き継ぎされたものであります。なお、歳入予算に計上しております財産収入は、村への土地貸付料であり、未収入でございますが、これは新町に引き継ぎされたものであります。また、歳出予算に計上されているもののうち未執行分につきましては、新町に引き継ぎされているものであります。

以上でご説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第113号の説明が終わりました。

次に、議案第114号、平成17年度福地村学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村給食センター所長。

○旧福地村給食センター所長（工藤信一君） それでは、平成17年度福地村学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の166ページをお開き願いたいと存じます。歳入でございますが、合計欄からご説明申し上げます。予算現額でございますが、7,657万8,000円、調定額が5,300万400円、収入済額が4,419万8,830円、収入済額が880万1,570円でございますが、収入全体の執行率は57.7%となっております。主に1款1項の負担金、内容は給食費の負担金でございますが、予算額が3,702万2,000円に対して収入未済額が2,419万8,430円で、収入未済額が880万1,570円でございます。

また、2款1項の一般会計繰入金でございますが、予算現額が3,955万3,000円のうち収入済額2,000万円を繰り入れしたものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、1款1項の総務管理費ですが、予算現額が7,637万8,000円、支出済額が5,270万1,244円、不用額2,367万6,756円で、執行率が69%であります。

2款1項の予備費ですが、予算現額が20万円、支出済額がゼロ、不用額が20万円、支出合計額ですが、予算現額が7,657万8,000円、支出済額が5,270万1,244円で不用額が2,387万6,756円であり、執行率は68.82%であります。歳入総額から歳出総額を差し引きますと860万2,414円の赤字決算となりますが、一般会計からの繰りかえ流用を行ったものであります。

以上、簡単ではありますが、平成17年度の福地村学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本正紀君） 議案第114号の説明が終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時52分）

○委員長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

○委員長（坂本正紀君） 議案第115号、平成17年度福地村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村住民課長。

○旧福地村住民課長（坂本與志美君） それでは、平成17年度福地村老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

178、179ページをお開き願います。まず、歳入であります。1款支払基金交付金、2款国庫支出金、3款県支出金及び5款繰越金を合わせて、収入済額は3億5,964万8,781円となっております。収入未済額はゼロとなっております。なお、4款繰入金及び6款諸収入は未収入となっておりますが、これは新町に引き継がれるものであります。

次に、180、181ページをお開き願います。次に、歳出であります。1款総務費及び2款医療諸費については事務経費並びに医療給付費の4月から12月までの所要額を支出したもので支出済額は合計で3億9,657万8,517円で、執行率は69.4%となっております。

以上による歳入歳出差し引き残額は3,692万9,736円の赤字となっておりますが、この額は一般会計から繰りかえ流用を行い、支払いに支障が生じないよう処理しております。また、この額は新町に引き継がれ、新町の平成17年度決算において赤字の解消が図られる見込みであります。

最後に、老人医療受給者数について申し上げます。平成17年12月末の受給者数は867人で、前年対比42人、4.6%の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（坂本正紀君） 議案第115号の説明が終わりました。

次に、議案第116号、平成17年度福地村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村保健福祉課長。

○旧福地村保健福祉課長（坂本勝二君） 平成17年度福地村介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

192、193ページをお開きください。歳入について申し上げます。1款1項保険料ですが、予算現額7,703万、調定額7,692万2,300円に対し、収入済額が4,814万6,100円で、執行率は62.59%となっております。

3款1項国庫負担金、2項国庫補助金、合わせて収入済額が6,564万円となっておりますが、これは介護給付費に係る国庫負担金、国庫補助金です。以下、収入済額で申し上げます。

4款1項支払基金8,767万5,000円です。

5款1項県負担金3,152万円です。

8款1項繰越金1,172万7,912円で、前年度からの繰越金です。

次のページをお開きください。歳入済額の合計は2億4,472万7,012円となっておりますが、予算現額との対比は50.89%となっております。差額につきましては、新町に引き継がれるものです。

次のページをお開き願います。歳出ですが、主なものを申し上げます。2款1項保険給付費の支出ですが、居宅介護サービス、施設介護サービス等に係るもので2億8,690万5,561円で、執行率は63.44%となっております。

5款2項財政安定化基金償還金の222万6,666円支出ですが、以前に運営資金として借り入れたことへの償還金であります。なお、この償還は、平成20年度で終了することとなっております。支出済額の合計は3億134万8,527円であり、執行率は62.67%となっております。予算現額との差額につきましては、新町に引き継いで支出されるものです。歳入歳出残額マイナス5,662万1,515円につきましては、一般会計から繰りかえ流用していただいたものであります。

なお、参考までに申し上げますが、平成17年12月末の介護認定者数は271人で、その内訳は要支援が26人、要介護1が103人、要介護2、33人、要介護3、44人、要介護4、31人、要介護5、34人となっております。要介護1が特に多い状況にあります。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 議案第116号の説明が終わりました。

次に、議案第117号、平成17年度福地村共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村住民課長。

○旧福地村住民課長（坂本與志美君） 平成17年度福地村共同墓地公園特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

214、215ページをお開き願います。まず、歳入であります。1款使用料及び手数料は108万3,450円の収入済額となっております。この内訳ですが、墓地永代使用料が4平方メートル区画の墓地3区画分、墓地管理手数料が163区画分となっております。

2款繰入金は7万8,000円の収入済額で、これは一般会計からの繰入金であります。以上を合わせた歳入の収入済額は116万1,450円となっております。

次に、216、217ページをお開き願います。次に、歳出であります。1款総務費が77万7,603円の支出済額で、これは4月から12月までの9カ月分の管理経費であります。歳出合計の支出済額も同額の77万7,603円で、執行率は97.8%となっております。

以上による歳入歳出差し引き残額は38万3,847円の黒字となり、この額は新町に引き継がれるものであります。

最後に、墓地の永代使用の状況について申し上げます。まず、墓地の全区画数は323区画で、そのうち使用数は163区画となり、使用率は50.5%であります。これを面積ごとの区画数で見ますと9平方メートル区画が12区画あり、そのうち使用数が3区画で使用率25%、6平方メートル区画が136区画であり、そのうち使用数が62区画で使用率が46%、4平方メートル区画が175区画あり、そのうち使用数が98区画、使用率が56%となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（坂本正紀君） 議案第117号の説明が終わりました。

次に、議案第118号、平成17年度福地村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村企画振興課長。

○旧福地村企画振興課長（大久保均君） それでは、平成17年度福地村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

224ページ、225ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。予算現額1億23万7,000円、調定額6,746万7,199円に対し、収入済額も同額であります。予算現額と収入済額との比較は3,276万9,801円で、主に販売区画22区画のうち8区画販売できなかったことによるものであります。これは、新町に引き継がれるものであります。

次に、226ページ、227ページをお願いいたします。歳出であります。歳出合計の予算現額は1億23万7,000円、支出済額は6,688万6,695円となっており、歳入歳出差引額は58万504円の黒字となっております。

なお、福田小沢田地区の団地は、10区画中7区画が販売、残り3区画が残っております。法師岡団地につきましても12区画中7区画が販売されており、残り5区画となっております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 議案第118号の説明が終わりました。

次に、議案第119号、平成17年度福地村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村農林建設課長。

○旧福地村農林建設課長（福田修君） それでは、平成17年度福地村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

236ページ、237ページをお開き願います。まず、歳入であります。歳入合計の予算現額3億7,641万5,000円、調定額1億5,795万6,343円に対し、収入済額も同額でございます。予算現額と収入済額との比較は2億1,845万8,657円で、内訳は主に苦米地地区、片岸地区の下水道使用料、一般会計繰入金、県支出金の事業費補助金や村債等となっております。これは、新町に引き継がれるものです。

次に、238ページ、239ページをお願いいたします。歳出であります。歳出合計の予算現額は3億7,641万5,000円、支出済額は2億7,455万266円、不用額は1億186万2,734円となっております。これは、3月工期の工事請負費、同工事の施工管理委託料、処理施設実施設計委託料等の費用であり、新町に引き継がれるものです。

なお、歳入歳出差し引き残額マイナス1億1,659万5,923円は、一般会計繰りかえ流用金で処理されております。これは、年度途中で補助事業が未確定なため、県支出金や村債が未収入となっていることによるものです。

最後に、福田地区の農業集落排水事業の進捗状況についてご説明申し上げます。全体事業費15億4,000万円となっており、施工済額は平成17年度契約分を含めると8億2,800万円で、率にいたしますと53.8%となっております。なお、管路は、全体延長1万3,120メートルに対して施工済み延長1万1,482メートル、87.5%となっております。汚水処理場は、18年度及び19年度に工事が予定されておりますが、17年度は処理施設実施設計委託を契約済みであります。全体事業費は、

今後残事業等の見直しが行われ、精査されることにより、相当程度減額になる見込みであります。理由といたしましては、管路につきましては小泉上館野地区の一部、滝田の大東印刷付近、福田の農協出張所から神社方向の一部、源次郎平から館先地区の一部工事を残すのみであることから、管路延長の減が見込まれます。また、汚水処理施設についても地質調査の結果により基礎ぐいが必要ないと判定されたこと等により工事費が節減できる見込みのためであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本正紀君） 議案第119号の説明が終わりました。

次に、議案第120号、平成17年度福地村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。旧福地村企画振興課長。

○旧福地村企画振興課長（大久保均君） 平成17年度福地村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

250ページから251ページをお開きください。まず、歳入であります。予算現額67万5,000円、調定額617円に対し、収入済額も同様であります。

次に、252ページから253ページをお願いいたします。歳出であります。歳出合計の予算現額は67万5,000円、支出済額は62万3,264円、不用額は5万1,736円となっております。歳入歳出差し引き残額は、三角の62万2,647円は、一般会計繰りかえ流用金として処理されております。

以上でございます。

○委員長（坂本正紀君） 議案第120号の説明が終わりました。

以上で議案第112号から議案第120号までの説明を終わります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○委員長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号から議案第120号は原案のとおり認定されました。

閉会の宣告

○委員長(坂本正紀君) 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。6月8日に付託されました平成17年度名川町、南部町、福地村各会計歳入歳出決算認定について、委員各位には3日間にわたって終始熱心なご審査を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、町長初め、監査委員、旧町村の担当課長の皆様には、審査の円滑な運営にご協力をいただきまして、ここに改めてお礼申し上げる次第でございます。本日の委員会をもちまして本委員会の日程を全部終了したわけでございますが、その間ふなれな私に対してお与えいただきました温かいご指導、ご協力に対し、感謝いたしますとともに、多々ご迷惑をおかけしたことにつきましては、深くおわび申し上げ、まことに簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時22分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

決算特別委員会委員長 坂本 正紀